

池田市消防庁舎整備基本構想

令和7年(2025年)3月

池田市

目 次

第1章 はじめに

1 基本構想策定の目的	P.1
2 基本構想の位置づけ	P.1
3 基本構想策定における上位・関連計画との関係	P.2
4 消防現庁舎の現状と課題	P.4

第2章 消防新庁舎整備の基本方針

1 消防新庁舎整備にあたっての基本的な考え方と基本方針	P.12
-----------------------------	------

第3章 消防新庁舎における整備基準の検討

消防本部(署)

1 新消防本部(署)に必要な規模・機能	P.14
2 新消防本部(署)の構造・施設構成	P.16
3 新消防本部(署)の諸室・付帯設備	P.18

細河分署

4 新細河分署に必要な規模・機能	P.23
5 新細河分署の構造・施設構成	P.24
6 新細河分署の諸室・付帯設備	P.25

第4章 消防新庁舎の候補地の選定

消防本部(署)

1 候補地の制約条件	P.29
2 候補地の評価基準	P.29
3 各候補地の概要	P.31
4 候補地の選定	P.33

細河分署

5 候補地の制約条件	P.35
6 候補地の評価基準	P.35
7 各候補地の概要	P.37
8 候補地の選定	P.39

第5章 事業計画

1 事業費及び財源	P.41
-----------	------

2 事業手法	P.42
3 事業スケジュール	P.43
4 今後の検討課題	P.43

資料編

・ 他都市事例	P.44
・ 消防本部(署)/訓練塔及び細河分署 図面及び現況写真	P.73

第 1 章 はじめに

1 基本構想策定の目的

この基本構想は、消防庁舎建設に関するこれまでの庁内の検討会議等を踏まえ、現在の消防庁舎が抱える課題等を整理し、安全・安心なまちづくりに関わる消防救急体制の拠点となる消防新庁舎整備に向けての基本的な方針を定めるものです。

これまでに消防本部で検討した会議及び基準資料

名称	策定年	概要
消防署細河分署移転・建替計画検討委員会及び作業部会	平成 29 年 8 月	平成27年4月小中一貫校として「ほそごう学園」の開校に伴い、当時の細河小学校及び伏尾台小学校の有効活用の事業提案として細河分署の移転について検討したもの。
池田市消防本部における消防力強化に向けた検討について	平成 30 年 12 月	現在の消防庁舎に関する問題や新庁舎建設時の要望事項及び救急需要や自然災害等も踏まえ、現在の署々配置等も検討したもの。
消防庁舎移転建替えプランニング	令和 2 年 8 月	消防事業プロジェクトチームにより、今後における消防本部庁舎のあり方検討(案)として、建替えスケジュール案、建替え候補地案、建替え庁舎規模・付帯施設案等を検討したもの。
消防庁舎建設基準	令和 6 年 4 月	「消防庁舎移転建替えプランニング」に基づき、今後の消防本部(署)、細河分署、消防団詰所の建設にあたり、用地の選定及び設計業務の円滑化を図り、事業を効率的に遂行するため、必要な基本的な事項を定めたもの。

2 基本構想の位置づけ

消防庁舎を整備するための基本構想の策定にあたっては、「第 7 次池田市総合計画」や「池田市地域防災計画」、「池田市都市計画マスタープラン」などの各種計画に掲げる諸施策の具現化を目指す必要があります。本構想は、これら関連計画に対する整合性を踏まえ、諸条件を十分に検証、整理するものとして位置づけられます。

3 基本構想策定における上位・関連計画との関係

当基本構想は、上位計画である第7次池田市総合計画のほか、各種関連計画に基づいて策定するものです。

■上位計画

第7次池田市総合計画 基本構想 前期基本計画	
本事業に関連する方針・施策等	
■施策の方針 ・施策の柱 (価値を高め発信するまちづくり、子どもと大人の未来を育てるまちづくり、いきいきと暮らし続けられるまちづくり、快適さを実感できる安全・安心なまちづくり)	■安全・安心なまちづくりに関する方針 (快適さを実感できる安全・安心なまちづくり):[「危機への備え」の充実] ・地域の防犯・防災力の向上 ・都市防災機能の充実 ・消防・救急体制の強化 ■公共施設の整備・管理に関する方針 (価値を高め発信するまちづくり):[「環境共創」のまちづくり] ・脱炭素・循環型社会の推進 (計画の推進):[まちづくりの進め方] ・持続可能な都市経営

■関連計画

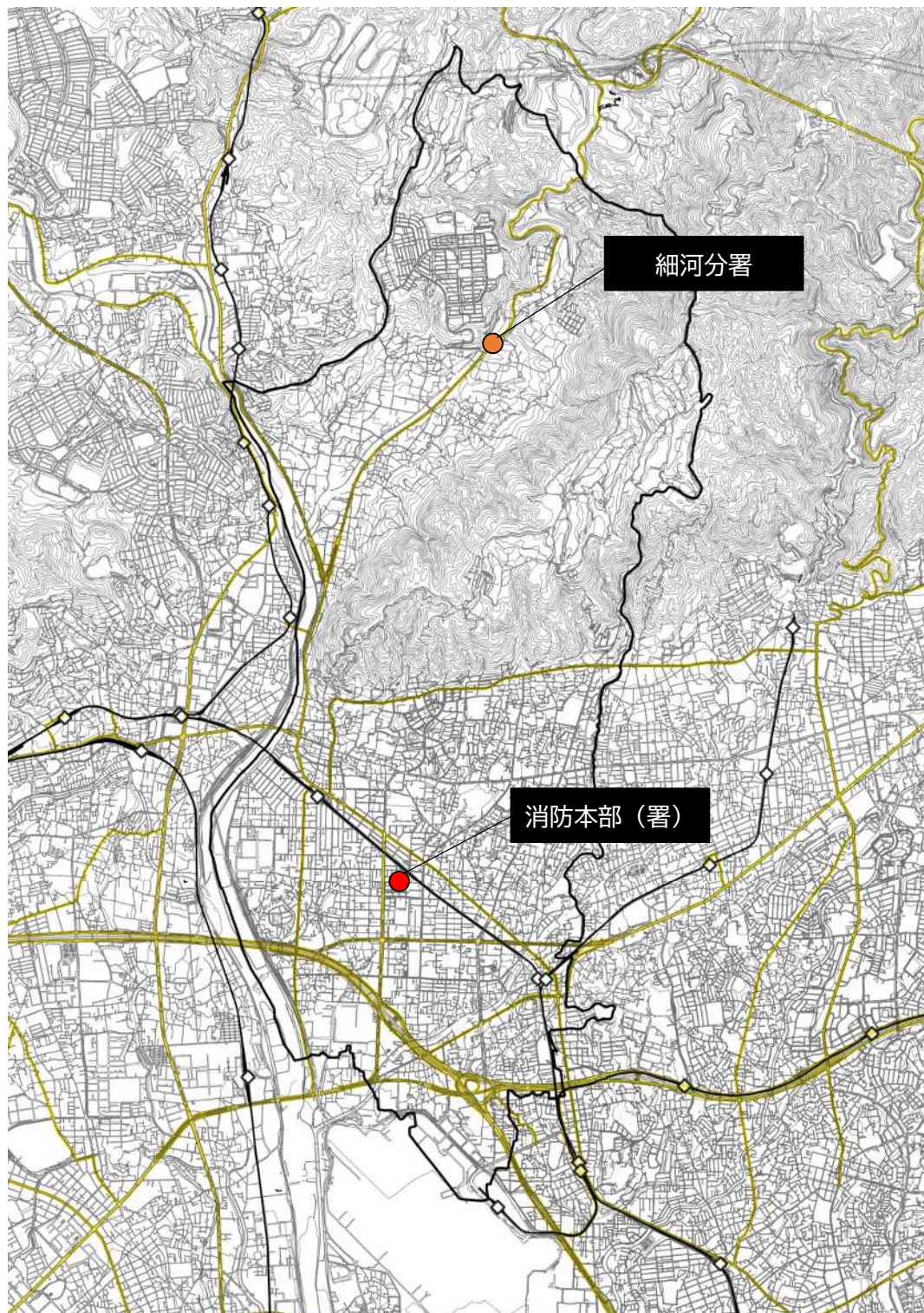
計画名	本事業に関連する方針・施策等
池田市国土強靱化地域計画 (池田市総合計画と整合・調和を図る)	■安全・安心なまちづくりに関する方針 ・第6章 具体的な取組の推進 ■公共施設の整備・管理に関する方針 ・第6章 具体的な取組の推進 ・(別紙)脆弱性評価の結果
北部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)	■安全・安心なまちづくりに関する方針 ・第4章 第4節 都市施設の整備に関する方針 第1項 都市防災に関する方針 ■公共施設の整備・管理に関する方針 ・第4章 第4節 都市施設の整備に関する方針 第1項 都市防災に関する方針
池田市都市計画マスタープラン	■防災都市づくりに関する方針 ・第1章 第6節 池田市のこれからの都市づくりの課題 ・第4章 都市づくりを支える方針と取組み ■公共施設の整備・管理に関する方針 ・第1章 第6節 池田市のこれからの都市づくりの課題 ・第4章 都市づくりを支える方針と取組み 第3節 都市施設の方針
池田市立地適正化計画	■安全・安心なまちづくりに関する方針 ・第3章 誘導区域等 ・第4章 誘導施策 ■公共施設の整備・管理に関する方針 ・第3章 誘導区域等 ・第4章 誘導施策

池田市地域防災計画	■安全・安心なまちづくりに関する方針 ・第 1 編 総則 ・第 2 編 災害予防計画 ・第 3 編 自然災害応急対策 ・第 4 編 事故等災害応急対策 ・第 5 編 災害復旧・復興対策 ■公共施設の整備・管理に関する方針 ・第 2 編 災害予防計画 第 1 章 第 1 節 第 5 項 建築物の耐震・不燃化 ・第 2 編 災害予防計画 第 1 章 第 1 節 第 6 項 建築物の安全性に関する指導 ・第 2 編 災害予防計画 第 1 章 第 6 節 避難体制の整備 ・第 3 編 自然災害応急対策 第 11 節 二次災害の防止 第 2 項 建築物等
池田市公共施設等総合管理計画	■公共施設の整備・管理に関する方針 ・第 4 章 池田市における公共施設等管理方針
公共施設等マネジメント指針	■公共施設の整備・管理に関する方針 ・第 4 章 公共施設等マネジメント基本方針
池田市開始時個別施設計画	■公共施設の整備・管理に関する方針 ・第 2 章 開始時個別施設計画について 第 4 節 開始時個別施設計画
池田市地球温暖化防止実行計画(事務事業編)	■公共施設の整備・管理に関する方針 ・第 4 章 第 5 次計画改定後の目標と取り組み
池田市環境基本計画(第 3 次)	■公共施設の整備・管理に関する方針 ・第 5 章 環境づくりに向けた取り組み
大阪府景観計画	■公共施設の整備・管理に関する方針 ・第 2 章 景観計画区域の方針等 第 1 節 道路軸 ・第 2 章 景観計画区域の方針等 第 3 節 山並み・緑地軸

4 消防現庁舎の現状と課題

(1)対象施設の現状

消防本部(署) 及び細河分署の現況について、各署所の概要、配置及び図面と現況写真を以下に整理します。



【消防本部(署)】

■ 施設概要

敷地情報	所在地	池田市八王寺1丁目2番1号
	敷地面積	2,520.12 m ²
建物情報	竣工	昭和50年11月
	構造	鉄筋コンクリート造 地上4階建 一部2階・平屋建
	延床面積	1,919.91 m ² (本庁舎)
	主な諸室構成	1階：玄関、車庫、仮眠室、更衣室、食堂等 2階：消防署事務室、作戦室、仮眠室等 3階：消防本部事務室、消防長室、更衣室等 4階：研修室、機械室等



消防本部(署) 外観

【細河分署】

■ 施設概要

敷地情報	所在地	池田市東山町1番地の6
	敷地面積	596.93 m ²
建物情報	竣工	昭和54年3月
	構造	鉄筋コンクリート造 地上2階建 一部平屋建
	延床面積	331.14 m ²
	主な諸室 構成	1階：玄関、車庫、仮眠室、更衣室、研修室兼食堂等 2階：事務室等



細河分署 外観

(2)対象施設の課題

① 対象施設の老朽化

消防本部(署)庁舎は昭和 50 年11月に竣工、細河分署は昭和 54 年3月に竣工しており、令和7年3月時点でそれぞれ 49 年と 45 年が経過しています。これまでも耐震補強工事をはじめ、長寿命化改修工事を行いながら使用してきました。しかしながら、両署とも老朽化が顕著となっています。

	施工年	延床面積	建物構造	主な改修工事	
消防本部(署)	昭和 50 年11月	1,919.91 m ²	鉄筋コンクリート4階建一部2階・平屋建て	平成21年度	耐震改修工事
訓練塔				平成23年度	一部改修
				令和元年度	庁舎外壁及び防水工事
				令和3・4年度	各空調機器及び施設内のLED化
細河分署	昭和54年3月	331.14 m ²	鉄筋コンクリート造2階建一部平屋建て	平成21年12月	耐震補強
				平成23年度	一部改修
				令和3・4年度	各空調機器及び施設内のLED化

消防本部(署)の老朽化	訓練塔の老朽化	細河分署の老朽化
・外壁、内壁、床、軒裏の露筋、爆裂、白華、クラック多数 ・内装材のめくれ、破損 ・建具の変形、孔食、操作不能 ・各鉄部の発錆、ぐらつきなど	・外壁の露筋、爆裂 ・外壁タイルの浮き ・外壁仕上モルタルの浮きなど	・屋根、軒裏の露筋 ・内装材の破損、劣化 ・建具の変形、操作不能、シーリング劣化、漏水 ・鉄塔床鋼板の発錆、腐食など

② 消防需要の増加

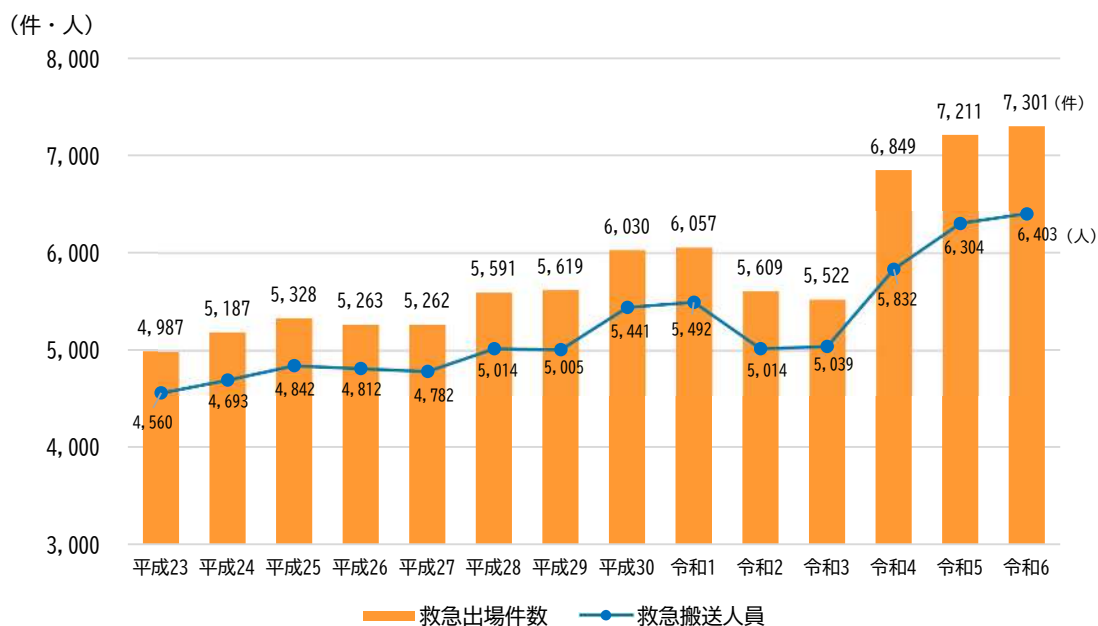
平成24年に救急件数が5,000件を突破して以降、令和6年中で7,301件と毎年、過去最高件数を更新しており、平成24年3隊であった救急隊が令和7年3月現在は5隊で運用しています。

また、池田市の人口は1975年に10万人を超えて以降、10万人台にて推移しており、将来の人口についても当面は10万人程度の規模を維持するものと見込まれています。

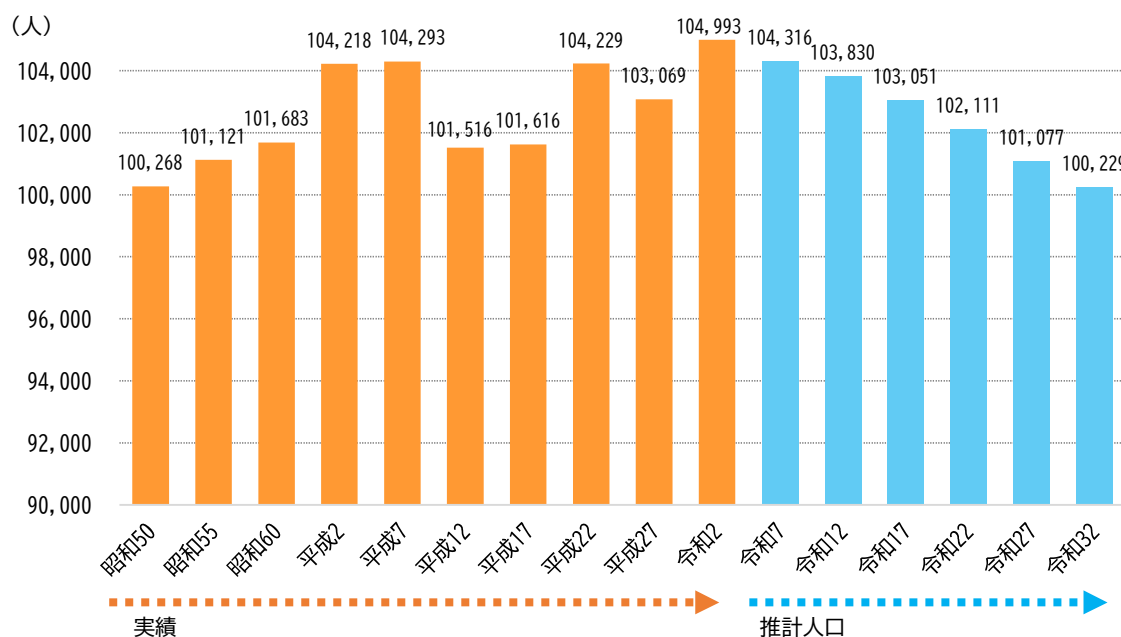
一方、高齢化も進んでおり、2025年の65歳以上人口の割合は27.7%となっており、2040年以降には30%を超える割合になると見込まれており、救急出場の更なる増加につながる可能性があります。

	人口	消防職員 条例定数
昭和50年 (1975) 本部(署)施工年	100,268人 ↓	77人 ↓
現在 令和7年3月末時点	102,568人	139人

■救急出場件数及び搬送人員の推移

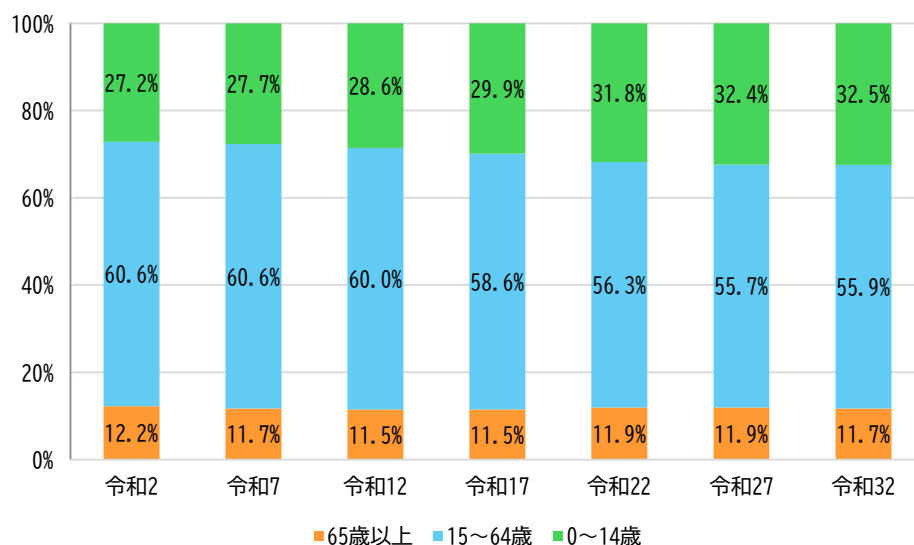


■ 池田市人口の推移



出典：1975～2020 は国勢調査、2025 以降は「池田市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン 令和7年3月改定」

■ 池田市人口年齢3区分比率の推移



※2025 年以降は推計人口での比率

出典：2020 は国勢調査、2025 以降は「池田市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン 令和7年3月改定」

③ 庁舎狭隘化の課題

消防需要の増加に伴い、消防本部(署)の職員数も増加したことで、消防署及び細河分署において、仮眠用のベッドや更衣スペース等の不足が発生したため、令和5年度に仮眠用カプセルベットを設置し、現状の会議室を更衣スペース等へ用途変更するなど、建築当初に予想されなかった施設の容量不足を補って現在使用しています。

なお、近年は女性職員も増加していますが、消防本部(署)では明確なゾーン分離が図れておらず、細河分署においては対応できる諸室、設備が整っていない状況です。

■ 消防職員数【実員数】 ※基準日：各年4月1日



消防本部(署)の狭隘化	細河分署の狭隘化
・署員数に対して全ての各室面積が小さい ・仮眠室等の整備により、会議室研修室が不足 ・女性スペースのゾーン分離ができていない	・署員数に対して全ての各室面積が小さい ・訓練・トレーニングスペースが不足している ・各種資機材収納スペースが不足している ・女性スペースが整備できていない

④ 対象施設のバリアフリー化への対応

消防本部(署)庁舎は、各種相談、届出、講習会の受講などが目的で健常者、高齢者や障がい者など様々な方が利用しますが、現状、エレベーターもなく、階段での移動は大変負担となっており、トイレ等以外は、バリアフリーに対応できていない状況です。

消防本部(署)のバリアフリー未対応	細河分署のバリアフリー未対応
・エレベーター無し	・エレベーター無し ・多目的トイレ無し

⑤ 対象施設の車庫の不足

車庫については、本市の特徴である消防本部(署)と細河分署の2署の運用により、必然的に消防本部(署)に消防車両が集約されるため、車庫スペースがかなり手狭となっており、円滑な車両の出し入れに支障をきたしています。また屋内に入らない消防車両も多く、車両の劣化に繋がっています。

また消防庁舎敷地内においては、来庁者車両、消防車両が訓練スペースまで使用しているため、日々の消防訓練等にも影響が出ています。

⑥ 大規模災害への備え

本市においては、南海トラフ巨大地震発生時にはほぼ全域において震度6弱、上町断層帯地震発生時および有馬-高槻断層帯地震発生時には震度6強～6弱になると想定されています。このような大規模災害発生時には災害活動が長期化することが想定されるため、職員の健康・安全を考慮した施設の構築が求められます。

出典:大阪府

第2章 消防新庁舎整備の基本方針

1 消防新庁舎整備にあたっての基本的な考え方と基本方針

消防庁舎は火災、救急、救助等の災害時の活動拠点及び災害予防の指導、啓発拠点としての役割を担うとともに、火災または地震等の災害による被害を軽減することによって、安寧秩序の保持と社会公共の福祉増進を目的としています。

本市においては消防本部(署)と分署の2署体制であり、両署が重要な消防活動拠点施設であることから、災害に強い消防庁舎を整備することが必要不可欠です。

消防活動拠点施設としての機能を有することは当然でありながら、加えて消防行政の効率化を図るための機能を兼ね備えた庁舎にするために、基本方針を次のように定めます。

① 消防活動拠点施設として災害に強く持続可能な消防庁舎を以下の点に留意し、整備します。

- ・災害に強い消防庁舎：大規模地震、台風、水害などの自然災害に強い消防庁舎
- ・持続可能な消防庁舎：インフラが被災した場合にも災害拠点施設として持続可能な機能を有する消防庁舎

② 訓練活動拠点としてあらゆる災害に対応した訓練が可能な消防庁舎総合訓練施設として、以下の訓練が行える施設を整備します。

- ・火災訓練：一般建物火災・中高層建物火災など
- ・救助訓練：高所・低所 救助救出 訓練など
- ・救急訓練：他隊との連携訓練 など
- ・総合訓練：消防隊と消防団との連携訓練、消防団操法訓練など
- ・その他訓練：体力練成訓練など

③ 誰もが使いやすく開かれた消防庁舎

- ・住民の防火意識向上を図るための、各種講習会を開催できる庁舎の整備
- ・誰もが使いやすいバリアフリー・ユニバーサルデザインの庁舎の整備
- ・職員の執務環境や出動する隊員の動線を考慮した庁舎の整備

④ 環境に配慮した消防庁舎

- ・費用対効果を踏まえて、環境負荷やランニングコストの低減のため、ZEB(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)などの環境に配慮した庁舎の整備
- ・市内産材・府内産材の活用による木質化を図った庁舎の整備

⑤ 経済性に配慮した消防庁舎

- ・機能性を最優先し、シンプルな意匠や構造とすることで、建設費や維持管理費の削減に配慮するとともに、イニシャルコスト・ランニングコストの低減を考慮した庁舎の整備

⑥ 景観に配慮した消防庁舎

- ・良好な景観の形成や風致の維持のため、周辺の環境に調和した庁舎の整備

第3章 消防新庁舎における整備基準の検討

消防本部(署)・分署における整備基準は、池田市消防本部作成の「消防庁舎移転建替えプランニング(R2.8)」及び「消防庁舎建設基準(R6.4)」にて定めた基本的な事項に基づき、検討を行います。

【消防本部(署)】

1 新消防本部(署)に必要な規模・機能

(1) 新消防本部(署)に必要な規模

消防本部(署):延床面積 約 4,600 m² (訓練塔など屋外付帯施設含む)
(現消防本部(署):延床面積 1,919.91 m²)

参照:消防庁舎建設基準(R6.4),池田市消防本部

- ・延床面積は、必要な各室機能面積及び共有部分面積とするとともに、将来的な必要機能にも対応可能な面積とする。
- ・災害出動動線等や敷地状況等を考慮した階数とする。
- ・各室の基準面積は、別表のとおりとする。ただし、面積については目安であり、配置計画等により変動するが、必要最低限とする。

(2) 新消防本部(署)に必要な機能

新消防本部(署)では、平時・緊急時における活動を妨げないために各室を「活動」、「訓練」、「事務」、「生活」、「共有」ゾーンに分類し、各種機能の整合を図ります。

ゾーン	機能(室名)
① 活動ゾーン	消防車庫、出動準備室、救急消毒室、資機材倉庫、給油設備・油庫、ボンベ保管庫、トレーニング室など
② 訓練ゾーン	訓練塔
③ 事務ゾーン	受付、事務室、消防長室、会議室、書庫、物品庫、給湯室、倉庫など
④ 生活ゾーン	更衣室、仮眠室、食堂兼厨房、和室、浴室・脱衣室・洗面室、洗濯室・乾燥室、女性職員専用エリア、個人装備収納庫など
⑤ 共有ゾーン	便所

参照:消防庁舎建設基準(R6.4),池田市消防本部

- ・迅速な出動態勢がとれるような各室の配置とし、庁舎内においても職員と来庁者との交錯を避けるために消防専用階段を設置し、緊急出動に支障のない動線を確保する。
- ・複雑多様化する災害に対応するため、可能な限り敷地内に訓練スペースを確保するとともに、はしご車の操作訓練及び立体的な総合訓練ができる訓練塔を整備する。
- ・庁舎敷地内は、重量車の動線となることも考慮し、20t以上の耐圧仕様とする。
- ・庁舎敷地内すべてにおいて、指令放送が傍受可能な放送スピーカーの配置とする。

- ・防犯上及び感染症予防の観点から、生活エリアへの職員以外の立入りを、ハード又はソフト面から制限可能な仕様を検討する。
- ・現場対応の交替制勤務者は、24時間拘束されるという特殊な勤務条件に加え、長時間の精神的緊張や肉体的疲労も強いられるため、快適な執務環境を確保するとともに、生活スペースも清潔で温かみのある雰囲気を持たせるよう配慮する。
- ・生活スペースに、女性職員専用エリア等を設け、職員体制に応じた環境を整備する。
- ・防犯対策として、受付、車庫、玄関、エレベーター、多様性を配慮したエリアの出入口等の必要な箇所に監視カメラを設置する。

■訓練塔

消防庁舎建設基準(R6.4)において、『複雑多様化する災害に対応するため、可能な限り敷地内に訓練スペースを確保するとともに、はしご車の操作訓練及び立体的な総合訓練ができる訓練塔を整備する。』と定めています。この定めに基づき、新消防本部(署)では、消防活動のための訓練塔の配置を検討します。



吹田市総合防災センター 訓練塔
出典:吹田市総合防災センターパンフレット

2 新消防本部(署)の構造・施設構成

新消防本部(署)は、消防活動拠点として十分な耐震性能を備える必要があります。

「災害者の救助、緊急医療活動等のための施設」である新消防本部(署)については、国土交通省「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」における施設の構造体、建築非構造部材、建築設備それぞれについて保有すべき耐震安全性の目標が以下のように定められています。

耐震安全性の目標を満足する構造とします。

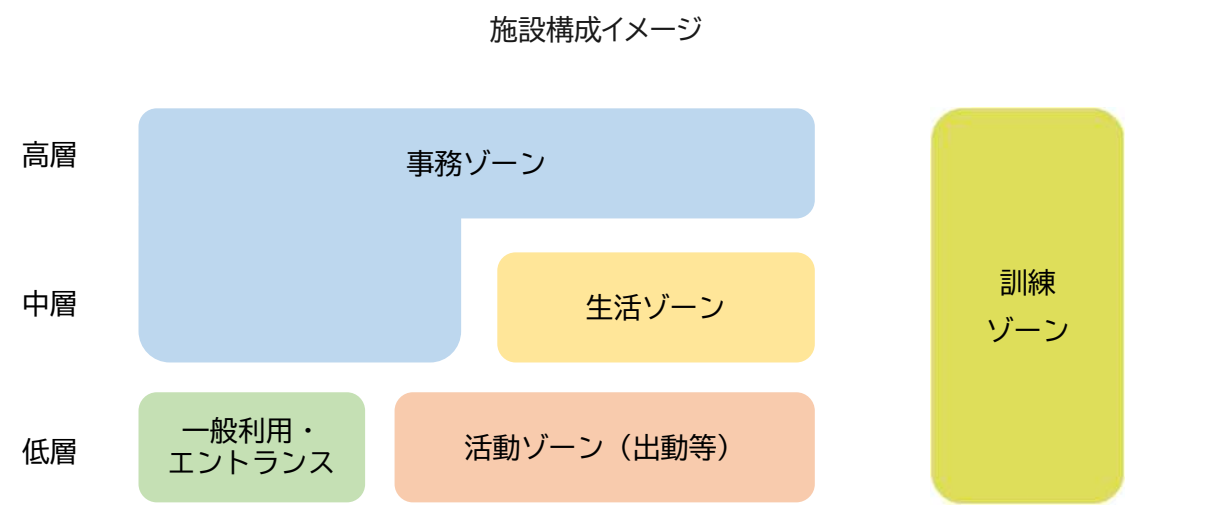
耐震安全性の分類

施設の用途	対象施設	耐震安全性の分類		
		構造体	建築非構造部材	建築設備
災害対策の指揮、情報伝達等のための施設	指定行政機関が入居する施設 指定地方行政ブロック機関が入居する施設 東京圏、名古屋圏、大阪圏及び地震防災対策強化地域にある指定行政機関が入居する施設	I 類	A 類	甲 類
	指定地方行政機関のうち、上記以外のもの及びこれに準ずる機能を有する機関が入居する施設	II 類		
被災者の救助、緊急医療活動等のための施設	病院関係機関のうち、災害時に拠点として機能すべき施設	I 類	A 類	甲 類
	上記以外の病院関係施設	II 類		
避難所として位置付けられた施設	学校、研修施設等のうち、地域防災計画で、避難所として指定された施設	II 類	A 類	乙 類
危険物を貯蔵又は使用する施設	放射性物質又は病原菌類を取り扱う施設、これらに関する試験研究施設	I 類	A 類	甲 類
	石油類、高圧ガス、毒物等を取り扱う施設、これらに関する試験研究施設	II 類	A 類	
多数の者が利用する施設	学校施設、社会教育施設、社会福祉施設等	II 類	B 類	乙 類
その他	一般官公庁施設(上記以外のすべての官庁施設)	III 類	B 類	乙 類

耐震安全性の目標

部位	分類	耐震安全性の目標
構造体	I 類	大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られるものとする。
	II 類	大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく、建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られるものとする。
	III 類	大地震動により構造体の部分的な損傷は生ずるが、建築物全体の耐力の低下は著しくないことを目標とし、人命の安全確保が図られるものとする。
建築非構造部材	A 類	大地震動後、災害応急対策活動や被災者の受け入れの円滑な実施、又は危険物の管理のうえで、支障となる建築非構造部材の損傷、移動等が発生しないことを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られるものとする。
	B 類	大地震動により建築非構造部材の損傷、異動などが発生する場合でも、人命の安全確保と二次災害の防止が図られていることを目標とする。
建築設備	甲 類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られていると共に、大きな補修をすることなく、必要な設備機能を相当期間継続できることを目標とする。
	乙 類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られていることを目標とする。

新消防本部(署)の施設構成としては、以下のイメージが想定されます。敷地形状及び建物形状を踏まえて検討を行います。



3 新消防本部(署)の諸室・付帯設備

(1) 諸室の条件

① 活動ゾーン

消防車庫	災害活動で最も重要である消防車両を保管する機能を有し、次の条件を必要とする。 ア 災害出動が安全かつ容易にできるよう車両動線を確保するとともに、前面道路と車庫との間に当該車両長程度の空地を設ける。 イ 配置車両の間隔は、同時出動でのドアの開閉等も考慮し、車両相互が衝突し破損することがないように十分スペースを確保する。 ウ 車庫内においても車両資機材が取り出せるよう、車両から前後各2m、左右各1m程度の有効スペースを確保する。 エ 車庫の高さは、梁下5m以上、間口4.5m以上を確保する。 オ シャッターは原則オーバースライディング型の手動式又は自動式とし、容易に開閉可能なものとする。 カ 排気ガスを容易かつ効率的に排気可能な構造又は装置を設置する。 キ 将来的な車両の増車及び配置転換にも対応可能な面積(車両配置に必要な面積の約1割程度)を確保する。 ク 敷地状況により出動表示灯の設置を検討する。
出動準備室	防火衣等を着装し、迅速に出動するための機能を有し、次の条件を必要とする。 ア 消防車庫に隣接して配置する。 イ 事務室、仮眠室等から最短で出動可能な動線を確保する。 ウ 配置職員数分の回転式防火衣収納庫等を設置し、支障なく着装できるスペースを設ける。 エ 指令書等の受信設備のほか、携帯用無線機等の充電設備を設ける。 オ 災害出動隊員が共通認識可能な管内地図を出動時、確認できる指令画面を設ける。 カ 現場対応用の保冷剤冷凍庫を設置する。
救急消毒室	救急活動での感染防止を図るための機能を有し、次の条件を必要とする。 ア 救急車の駐車位置に近接して配置する。 イ 帰署後にストレッチャー等を洗浄できるよう、除染用シャワーを設置するとともに、容易に清掃可能な床及び壁面等、衛生面に配慮する。 ウ 出入口扉は自動ドアで、直接手で触れることなく容易に開閉可能な仕組みとし、作業性に配慮した機能的な構造とする。 エ 換気設備を設置するとともに、陰圧室に切換える機能を設置することも検討する。 オ 救急資機材の洗浄及び消毒用として流し台、滅菌作業等用として作業台を設置する。 カ 汚染された救急服等を洗浄する洗濯機及び乾燥機を設置する。 キ 汚物排水枳及び医療用廃棄物専用容器等を設置する。 ク 薬剤保管庫及び救急備品庫を設置する。
資機材倉庫	消防資機材等を保管する機能を有し、次の条件を必要とする。 ア 消防車庫に面し、資機材の搬出入が容易な位置に配置する。 イ 消防車庫裏上部(中2階)に配置する場合は重量物の収納も考慮し、クレーン及び小荷物専用昇降機等の設置を検討する。 ウ 消防用ホースの収納棚を設置する。 エ 収容物に応じて棚等を設置するほか、分散設置することも検討する。
給油設備・油庫	車両への給油機能及び備蓄燃料等を保管する機能を有し、次の条件を必要とする。 ア 法令順守の上、消防車庫に隣接して配置する。 イ 消防車両及び消防資機材の潤滑油等の収納を考慮し、棚等を設置する。
ボンベ保管庫	空気ボンベ及び酸素ボンベ等を保管する機能を有し、次の条件を必要とする。 ア 車両積載等を考慮し、消防車庫に近接して配置する。 イ 未充填等の分類が可能な専用の棚等を設置する。 ウ 資機材倉庫と兼用することも検討する。
トレーニング室	職員が災害活動に従事するために必要な体力を錬成、並びに向上する機能を有し、次の条件を必要とする。 ア バーベル、筋力マシン、ランニングマシン等のトレーニング機器を設置する。 イ 床面の強度を考慮し、側壁等は容易に破損しない構造とする。

② 訓練ゾーン

訓練塔 (訓練施設)	職員が災害対応の訓練をするための機能を有し、次の条件を必要とする。
	ア 連結送水管設備を設置し、全てのフロアで放水可能な仕様とする。 イ 訓練塔側前面は、車両アウトリガーの張り出し等も考慮し、約10m程度の有効スペースを確保する。 ウ 救助訓練を含む、多種多様な災害対応訓練が可能な間取りとし、支持点(アンカー)を設置する。 エ 訓練途中での災害出動動線にも考慮する。 オ 施設見学及び職員研修用として、避難器具等の消防設備を設置する。 カ 資機材倉庫を併設することも検討する。 キ 訓練塔内で煙を発生させた訓練及び多様な区画が可能な訓練施設を検討する。

③ 事務ゾーン

受付	外線電話対応や来客等を案内する機能を有し、次の条件を必要とする。
	ア 駆けつけ通報にも対応し、消防車庫等が監視可能な配置とする。 イ 出動表示灯の操作や無線設備配備も可能な仕様とする。 ウ 不審者等への対応策として非常用の防犯ブザーを設置する。 エ 火災受信所としての機能を設置する。
事務室	行政事務の中心的な室であり、消防車庫との動線の経路や幅員は特に配慮した配置とし、次の条件を必要とする。
	ア 改修、レイアウト変更等にも容易に対応できるものとし、PC等のOA機器の多様化など、今後の高度な情報処理化への対応も踏まえて、OAフロアとし、OAデスク、OAチェアを採用する。 イ 交替制勤務者(管理・監督職を除く)のデスクは、相互に使用し、鍵付きキャビネット等を配置職員数分配置する。 ウ 職員が事務処理に要する機能のほか、市民等からの相談や各種届出等进行处理するために必要となる窓口、スペース等を設ける。 エ 事務の効率化のため、簿冊収納棚を設置する。 オ 開放感に満ちた明るい雰囲気となるよう、方位や窓等の設置方法に配慮するほか、床地はカーペット仕上げとすることも検討する。 カ 作戦室が本部となるため、ホワイトボード等の必要な設置スペースも考慮する。
消防長室	行政機関の長の執務室であり、接客要素の多い室であることから、次の条件を必要とする。
	ア 間仕切り壁は遮音性を有し、内装は応接機能を考慮した仕様とする。 イ 長時間の災害にも対応するため、簡易ベッドが配置可能な間取りとする。
会議室	職員の規模に応じた会議室数、救急隊の訓練又は市民の救急講習等を実施する機能を有し、次の条件を必要とする。
	ア ホワイトボード、スクリーン、音響装置等を配置する。 イ 収納可能な会議机及び椅子等を配置する。 ウ 床地はカーペット仕上げとすることも検討する。
書庫	保存文書等を保管する機能を有し、次の条件を必要とする。
	ア 事務室に近接して配置し、事務の効率化を図る。 イ 可動式書架とする場合は、床の耐荷重に考慮する。
物品庫	備品及び事務用品を保管する機能を有し、次の条件を必要とする。
	ア 事務室に近接して配置し、効率化を図る。
給湯室	接客等に対応する機能を有し、次の条件を必要とする。
	ア 事務室に近接して配置し、効率化を図る。
倉庫	非常災害用備蓄品等を保管する機能を有し、次の条件を必要とする。
	ア 職員用災害非常食及び消防車両整備部品の収納を考慮し、棚等を設置する。 イ 物品庫及び資機材倉庫での保管に適さない雑品等の保管も考慮する。

④ 生活ゾーン

更衣室	職員(毎日勤務者及び交替制勤務者)が更衣する機能を有し、次の条件を必要とする。
	ア 配置職員数分の鍵付き更衣ロッカー、手箱及び下足箱を配置する。
	イ 用途に応じて、長椅子を配置する。
仮眠室	職員が仮眠するスペースとしての機能を有し、次の条件を必要とする。
	ア 参集等にも対応可能な個数を整備し、指令放送を考慮する。
	イ 半個室又は個室とし、約2m×1mのベッド及びベッドサイドワゴンが配置可能な間取りとする。
	ウ 車庫への出動動線を考慮する。
	エ 壁及び建具等は、外部からの騒音防止及び夜間採光の遮断に配慮した仕様とする。
	オ 扉は開閉時の音が小さい引き戸とし、床地は歩行時に騒音の少ない材質とする。
	カ 出動指令に連動して照明が点灯する仕様とする。
	キ 多様な面を配慮したデザインも検討する。
	ク 設計時点の出動体制に応じた仮眠室の配置を検討する。
食堂兼厨房	職員が食事をとるスペースとしての機能を有し、次の条件を必要とする。
	ア 勤務職員全員が一度に食事が可能な間取りとする。
	イ 床地、壁等は、容易に清掃可能な耐水性のある仕様とする。
	ウ 食堂内に感染症予防も考慮した手洗い専用水栓を設置する。
	エ 厨房のシンク、コンロ及び調理器具等は、大規模災害での業務継続も想定して、災害時に LPG が供給できるような設備、業務用とすることも検討する。
	オ 食堂の一部に畳又はフローリング等を設置し、休憩室としてとしての機能も有するものとする。
和室	職員のコミュニケーションスペース及び休憩室としての機能を有し、次の条件を必要とする。
	ア 内装等は家庭的な雰囲気をもてるように配慮する。
	イ 床面は畳とし、靴を脱いで休憩できるスペースとする。
浴室・脱衣室・洗面室	職員が災害現場、訓練等により汚れた体を清潔に保つための機能を有し、次の条件を必要とする。
	ア 複数の職員が同時に利用可能な浴槽やシャワーなどを検討する。
	イ 湿気等により腐食することなく、耐久性があり衛生的な仕様とする。
	ウ 床地は耐水性のある仕様とし、換気が十分にとれる仕様とする。
	エ 洗面室は配置職員数分の用具収容箱と併せて設置する。
洗濯室・乾燥室	職員が災害現場、訓練等により汚れた衣服等を清潔に保つための機能を有し、次の条件を必要とする。
	ア 配置職員数に応じた洗濯機及び乾燥機等を設置する。
	イ 生活動線を考慮し、可能な限り、浴室の近接に設置する。
	ウ 出動準備室の近接に、防火衣等用の洗濯機及び乾燥室の設置も検討する。
女性職員専用エリア	女性職員専用の生活エリアであり、次の条件を必要とする。
	ア 仮眠室の必要個数は原則4床以上とし、指令放送を考慮した間取りとする。
	イ 仮眠室は半個室又は個室とし、約2m×1mのベッド、ベッドサイドワゴン及び交代制勤務職員の更衣ロッカーが配置可能な間取りとする。
	ウ 車庫への出動動線を考慮する。
	エ 壁及び建具等は、外部からの騒音及び夜間採光の遮断に配慮した仕様とし、職員間のプライバシーを配慮した間取りとする。
	オ 扉は開閉時の音が小さい引き戸とし、床地は歩行時に騒音の少ない材質とする。
	カ 仮眠室は、各床に消防、救急、救助、その他の指令放送及び指令連動照明の切換え装置の設置を検討する。
	キ 毎日勤務者用の更衣室も整備する。
	ク 浴室・脱衣室、洗濯室・乾燥室及び洗面室を設置する。
	ケ 女性用便所が女性職員専用エリアに近接していない場合は、エリア内に便所も設置する。
個人装備収納庫	作業服等の個人貸与品を保管する機能を有し、次の条件を必要とする。
	ア 災害現場活動に要する個人装備品の収納を考慮し、棚等を設置する。
	イ 配置職員数分の収納を考慮した間取りとする。

⑤ 共有ゾーン

便所	来客等便所と職員用便所は、原則、分離することとし、次の条件を必要とする。 ア 便所は男性用・女性用に区分し、各階に設置する。 イ 清掃が容易に可能な内装とし、便器は原則洋式(シャワー付き)とする。 ウ 身障者及び高齢者等が使用可能なバリアフリートイレも設置する。 エ 車庫への出動動線(消防専用階段付近)にも職員用便所の設置を検討する。
----	---

(2) その他の機能等

参照:消防庁舎設置基準(R6.4),池田市消防本部

・停電等に備えるため、浸水等を考慮した72時間対応の非常用電源設備を上階に設置し、燃料補給は地上で可能な形態とする。また、自家給油設備の設置も検討する。 ・非常時の消防用水等を確保するため、敷地内に潜水訓練用プール兼有効容量100m³の耐震性防火水槽を検討する。 ・救急隊等の研修・訓練スペースの設置も検討する。 ・濡れた消防用ホースを乾燥するため、20本程度対応可能な電動式ホースタワーを設置する。 ・災害出動動線でないエリアに来庁者用駐車場(5台程度)及び駐輪場を設置するほか、職員用のバイク・自転車駐輪場(40 台程度)を設置する。
--

(3) ゾーン別室面積表

「消防庁舎建設基準」及び「同 別表」における各ゾーンの室名と面積は以下の通りとなっています。

ゾーン (用途)	別表 室名	概算面積 (㎡)	建設基準 室名	備考	配置階	位置関係
活動	車庫	1000	消防車庫	10 台あたり 500 ㎡程度	1F	
活動	出動準備室	45	出動準備室		1F	消防車庫に隣接
活動	救急消毒室	25	救急消毒室		1F	救急車の駐車位置に近接
活動	防火衣格納庫	100	資機材倉庫	防火衣ロッカー100 名分	1F	消防車庫に面する
活動	警防備品倉庫	30	資機材倉庫		1F	消防車庫に面する
活動	救助備品倉庫	30	資機材倉庫		1F	消防車庫に面する
活動	救急備品倉庫	30	資機材倉庫		1F	消防車庫に面する
活動	予防備品倉庫	20	資機材倉庫		1F	消防車庫に面する
活動	総務備品倉庫	20	資機材倉庫		1F	消防車庫に面する
活動	消防団倉庫	20	資機材倉庫		1F	消防車庫に面する
活動			給油設備・油庫		1F	消防車庫に隣接
活動	ポンベ保管庫	10	ポンベ保管庫		1F	消防車庫に近接
活動	体力練成室	50	トレーニング室			
訓練	訓練塔・水防倉庫	200	訓練塔(訓練施設)	屋外 5 階建まで		
訓練	補助訓練塔	150		屋外 5 階建まで		
事務	受付		受付		1F	
事務	事務室	450	事務室	4.5 ㎡×25名		
事務	消防長室	30	消防長室			
事務	署長室	20				
事務	作戦室	100				
事務	団長・団本部室	30				
事務	屋内講堂	120		100 名収容想定		
事務	待機室	300		7.5 ㎡×40室		
事務	会議室	60	会議室	20 名収容想定(1 部屋あたり 30 ㎡)		
事務	書庫	60	書庫			
事務			物品庫			
事務	給湯室	20	給湯室	10 ㎡×2室(日勤・隔日)		
事務	倉庫	100	倉庫	総務・予防・警防		
-	危険物倉庫	10				
-	危険物倉庫	15				
-	機械室	150		電気室、空調室、EV 室など		
-	共用部等	815		全面積約 20%程度		
生活	男女更衣室	100	更衣室	1 ㎡×100名(日勤・隔日)		
生活	休憩室	30	仮眠室、和室			
生活	食堂	60	食堂兼厨房			
生活	厨房	30	食堂兼厨房			
生活	男子 浴室・脱衣所・洗面所・洗濯室	55	浴室・脱衣所・洗面室、 洗濯室・乾燥室	男性用		
生活	女子 浴室・脱衣所・洗面所・洗濯室	20	浴室・脱衣所・洗面室、 洗濯室・乾燥室	女性用		
生活			女性職員専用エリア			
生活			個人装備収納庫			
共有	男女トイレ・身障者トイレ・多目的トイレ	210	便所	建物階数により各階1箇所又は2箇所 ※身障者及び多目的は1F	各階	
-	自家給油設備	20		ガソリン・軽油		
-	ホース収納庫	20				
-	潜水訓練用プール	80		水深5m程度、直径5m程度		

【細河分署】

4 新細河分署に必要な規模・機能

(1) 新細河分署に必要な規模

分署:延床面積約 800 m² (屋外付帯施設含む)

(現庁舎:延床面積 331.14 m²)

参照:消防庁舎建設基準(R6.4),細河分署

- ・延床面積は、必要な各室機能面積及び共有部分面積とするとともに、将来的な必要機能にも対応可能な面積とする。
- ・災害出動動線等や敷地状況等を考慮した階数とする。
- ・各室の基準面積は、別表のとおりとする。ただし、面積については目安であり、配置計画等により変動するが、必要最低限とする。

(2) 新細河分署に必要な機能

細河分署においては、緊急出動に支障のない動線を確保するために各室を「活動」、「訓練」、「事務」、「生活」、「共有」ゾーンに分類します。

ゾーン	機能(室名)
① 活動ゾーン	消防車庫、出動準備室、救急消毒室、資機材倉庫、油庫、ボンベ保管庫、トレーニング室
② 事務ゾーン	事務室、会議室、書庫、物品庫、給湯室、倉庫
③ 生活ゾーン	仮眠室、食堂兼厨房、和室、浴室・脱衣室・洗面室、洗濯室・乾燥室、女性職員専用エリア、個人装備収納庫
④ 共有ゾーン	便所
⑤ 訓練ゾーン	庁舎内スペースを使用した訓練機能

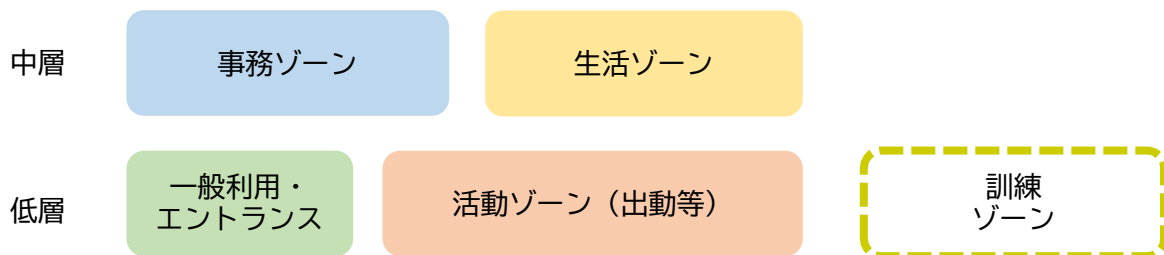
5 新細河分署の構造・施設構成

新細河分署についても、新消防本部(署)と同様、消防活動拠点として十分な耐震性能を備える必要があります。

構造については、新消防本部(署)と同様の考えで検討します。

施設構成としては、以下のイメージが想定されます。敷地形状及び建物形状を踏まえ検討を行います。

施設構成イメージ



点線部分:屋外スペースを示す

6 新細河分署の諸室・付帯設備

(1) 諸室の条件

① 活動ゾーン

消防車庫	災害活動で最も重要である消防車両を保管する機能を有し、次の条件を必要とする。 ア 災害出動が安全かつ容易にできるよう車両動線を確保するとともに、前面道路と車庫との間に当該車両長程度の空地を設ける。 イ 配置車両の間隔は、同時出動でのドアの開閉等も考慮し、車両相互が衝突し破損することがないように十分スペースを確保する。 ウ 車庫内においても車両資機材が取り出せるよう、車両から前後各2m、右各1m程度の有効スペースを確保する。 エ 配置職員数分の回転式防火衣収納庫等を設置し、支障なく着装できるスペースを設ける。 オ 車庫の高さは、梁下5m以上、間口4.5m以上を確保する。 カ シャッターは原則オーバースライディング型の手動式又は自動式とし、容易に開閉可能なものとする。 キ 災害出動隊員が共通認識可能な管内地図を設置するスペースを設ける。 ク 排気ガスを容易かつ効率的に排気可能な構造又は装置を設置する。 ケ 将来的な車両の増車及び配置転換にも対応可能な面積(車両配置必要面積に約1割程度)を確保する。
出動準備室	防火衣等を着装し、迅速に出動するための機能を有し、次の条件を必要とする。 ア 消防車庫に隣接して配置する。 イ 事務室、仮眠室等から最短で出動可能な動線を確保する。 ウ 配置職員数分の回転式防火衣収納庫等を設置し、支障なく着装できるスペースを設ける。 エ 指令書等の受信設備のほか、携帯用無線機等の充電設備を設ける。 オ 災害出動隊員が共通認識可能な管内地図を出動時、確認できる指令画面を設ける。 カ 現場対応用の保冷剤冷凍庫を設置する。
救急消毒室	救急活動での感染防止を図るための機能を有し、次の条件を必要とする。 ア 救急車の駐車位置に近接して配置する。 イ 帰署後にストレッチャー等を洗浄できるように、除染用シャワーを設置するとともに、容易に清掃可能な床及び壁面等、衛生面に配慮する。 ウ 出入口扉は自動ドアで、直接手で触れることなく容易に開閉可能な仕組みとし、作業性に配慮した機能的な構造とする。 エ 換気設備を設置するとともに、陰圧室に切換える機能を設置することも検討する。 オ 救急資機材の洗浄及び消毒用として流し台、滅菌作業等用として作業台を設置する。 カ 汚染された救急服等を洗浄する洗濯機及び乾燥機を設置する。 キ 汚物排水枥及び医療用廃棄物専用容器等を設
資機材倉庫	消防資機材等を保管する機能を有し、次の条件を必要とする。 ア 消防車庫に面し、資機材の搬出入が容易な位置に配置する。 イ 消防車庫裏上部(中2階)に配置する場合は重量物の収納も考慮し、クレーン及び小荷物専用昇降機等の設置を検討する。 ウ 消防用ホースの収納棚を設置する。 エ 収容物に応じて棚等を設置するほか、分散設置することも検討する。
油庫	備蓄燃料等を保管する機能を有し、次の条件を必要とする。 ア 消防車庫に隣接して配置する。 イ 消防車両及び消防資機材の潤滑油等の収納を考慮し、棚等を設置する。
ボンベ保管庫	空気ボンベ及び酸素ボンベ等を保管する機能を有し、次の条件を必要とする。 ア 車両積載等を考慮し、消防車庫に近接して配置する。 イ 未充填等の分類が可能な専用の棚等を設置する。 ウ 資機材倉庫と兼用することも検討する。
トレーニング室	職員が災害活動に従事するために必要な体力を錬成、並びに向上する機能を有し、次の条件を必要とする。 ア バーベル、筋力マシーン、ランニングマシーン等のトレーニング機器を設置する。 イ 床面の強度を考慮し、側壁等は容易に破損しない構造とする。 ウ 市民の救急講習等の実施も一定想定しておく。

② 事務ゾーン

事務室	行政事務の中心的な室であり、消防車庫との動線の経路や幅員は特に配慮した配置とし、次の条件を必要とする。 ア 改修、レイアウト変更等にも容易に対応できるものとし、PC等のOA機の多様化など、今後の高度な情報処理化への対応も踏まえてOAフロアとし、OAデスク、OAチェアーを採用する。 イ 勤務者(管理・監督職を除く)のデスクは、相互に使用し、鍵付きキャビネット等、配置職員数分を配置する。 ウ 指令書等の受信設備のほか、無線設備を配備し、携帯用無線機等の充電設備を設ける。 エ 職員が事務処理に要する機能のほか、市民等からの相談や各種届出等処理するために必要となるスペース等を設ける。 オ 事務の効率化のため、簿冊収納棚を設置する。 カ 開放感に満ちた明るい雰囲気となるよう、方位や窓等の設置方法に配慮するほか、床地はカーペット仕上げとすることも検討する。
会議室	職員の会議及び救急隊の訓練等を実施する機能を有し、次の条件を必要とする。 ア ホワイトボード、スクリーンを配置する。 イ 収納可能な会議机及び椅子等を配置する。 ウ 床地はカーペット仕上げとすることも検討する。
書庫	保存文書等を保管する機能を有し、次の条件を必要とする。 ア 事務室に近接して配置し、事務の効率化を図る。 イ 可動式書架とする場合は、床の耐荷重に考慮する。
物品庫	備品及び事務用品を保管する機能を有し、次の条件を必要とする。 ア 事務室に近接して配置し、効率化を図る。
給湯室	接客等に対応する機能を有し、次の条件を必要とする。 ア 事務室に近接して配置し、効率化を図る。
倉庫	非常災害用備蓄品等を保管する機能を有し、次の条件を必要とする。 ア 消防車両整備部品等の収納を考慮し、棚を設置する。 イ 物品庫及び資機材倉庫での保管に適さない雑品等の保管も考慮する。

③ 生活ゾーン

仮眠室	職員が仮眠するスペースとしての機能を有し、次の条件を必要とする。 ア 参集等にも対応可能な個数を整備し、指令放送を考慮する。 イ 半個室又は個室とし、約2m×1mのベッド、ベッドサイドワゴン及び更衣ロッカーが配置可能な間取りとする。 ウ 車庫への出動動線を考慮する。 エ 壁及び建具等は、外部からの騒音防止及び夜間採光の遮断に配慮した仕様とする。 オ 扉は開閉時の音が小さい引き戸とし、床地は歩行時に騒音の少ない材質とする。 カ 出動指令に連動して照明が点灯する仕様とする。 キ 多様な面を配慮したデザインも検討する。
食堂兼厨房	職員が食事をとるスペースとしての機能を有し、次の条件を必要とする。 ア 勤務職員全員が一度に食事が可能な間取りとする。 イ 床地、壁等は、容易に清掃可能な耐水性のある仕様とする。
和室	職員のコミュニケーションスペース及び休憩室としての機能を有し、次の条件を必要とする。 ア 内装等は家庭的な雰囲気をもてるように配慮する。 イ 床面は畳とし、靴を脱いで休憩できるスペースとする。
浴室・脱衣室・洗面室	職員が災害現場、訓練等により汚れた体を清潔に保つための機能を有し、次の条件を必要とする。 ア 複数の職員が同時に利用可能な浴槽・シャワーなどを検討する。 イ 湿気等により腐食することなく、耐久性があり衛生的な材質とする。 ウ 床地は耐水性のある仕様とし、換気が十分にとれる仕様とする。 エ 洗面室は配置職員数分の用具収容箱と併せて設置する。

洗濯室・乾燥室	職員が災害現場、訓練等により汚れた衣服等を清潔に保つための機能を有し、次の条件を必要とする。
	ア 配置職員数に応じた洗濯機等を設置する。 イ 生活動線を考慮し、可能な限り浴室近接に設置する。 ウ 1階消防車庫近接に、防火衣等用乾燥室の設置も検討する。
女性職員専用エリア	女性職員専用の生活エリアであり、次の条件を必要とする。
	ア 仮眠室の必要個数は原則2床とし、指令放送の関係からそれぞれ隣接しない間取りとする。 イ 仮眠室は半個室又は個室とし、約2m×1mのベッド、ベッドサイドワゴン及び更衣ロッカーが配置可能な間取りとする。 ウ 車庫への出動動線を考慮する。 エ 壁及び建具等は、外部からの騒音防止及び夜間採光の遮断に配慮した仕様とし、職員間のプライバシーにも配慮した間取りとする。 オ 扉は開閉時の音が小さい引き戸とし、床地は歩行時に騒音の少ない材質とする。 カ 仮眠室は、各床に消防、救急、救助、その他の指令放送及び指令連動照明の切換え装置の設置を検討する。 キ 浴室・脱衣室、洗濯室・乾燥室及び洗面室を設置する。 ク 女性用便所が女性職員専用エリアに近接していない場合は、エリア内に便所も設置する。
個人装備収納庫	作業服等の個人貸与品を保管する機能を有し、次の条件を必要とする。
	ア 災害現場活動に要する個人装備品の収納を考慮し、棚等を設置する。 イ 配置職員数分の収納を考慮した間取りとする。

④ 共有ゾーン

便所	便所は来客等の使用も考慮するほか、次の条件を必要とする。
	ア 便所は男性用・女性用に区分し、各階に設置する。 イ 清掃が容易に可能な内装と便器は原則洋式(シャワー付き)とする。 ウ 身障者及び高齢者等が使用可能なバリアフリースイレも設置する。 エ 車庫への出動動線にも便所の設置を検討する。

(2) ゾーン別室面積表

「消防庁舎建設基準」及び「同 別表」における各ゾーンの室名と面積は以下の通りとなっています。

ゾーン (用途)	別表 室名	概算面積 (㎡)	建設基準 室名	備考	配置階	位置関係
活動	車庫	150	消防車庫	1 台あたり 50 ㎡程度	1F	
活動	防火衣格納庫	25	消防車庫、出動準備室	防火衣ロッカー25名分	1F	設置する必要がある
活動	出動準備室	20	出動準備室		1F	消防車庫に隣接
活動	救急消毒室	20	救急消毒室		1F	救急車の駐車位置に近接
活動			資機材倉庫		1F	消防車庫に面する
活動			油庫		1F	消防車庫に隣接
活動	ポンベ保管庫	10	ポンベ保管庫		1F	消防車庫に近接
活動	体力練成室	20	トレーニング室			
事務	事務室	36	事務室	4.5 ㎡×8名		
事務	待機室	60		7.5 ㎡×8室		
事務	会議室	20	会議室	10 名収容想定		
事務	書庫	20	書庫			
事務			物品庫			
事務	給湯室	8	給湯室	8 ㎡×1室		
事務	倉庫	30	倉庫			
-	危険物倉庫	10				
-	ホース収納庫	20				
-	屋外倉庫	15				
-	危険物倉庫	5				
-	機械室	50		電気室、空調室、EV 室など		
-	共用部等	121		全面積約 20%程度		
生活	男女更衣室	25		1 ㎡×25名(日勤・隔日)		
生活	休憩室	15	仮眠室、和室			
生活	食堂	20	食堂兼厨房			
生活	厨房	10	食堂兼厨房			
生活	男子 浴室・脱衣所・洗面所・洗濯室	20	浴室・脱衣所・洗面所、洗濯室・乾燥室	男性用		
生活	女子 浴室・脱衣所・洗面所・洗濯室	10	浴室・脱衣所・洗面所、洗濯室・乾燥室	女性用		
生活			女性職員専用エリア			
生活			個人装備収納庫			
共有	男女トイレ・身障者トイレ・多目的トイレ	90	便所	建物階数により各階1箇所又は2箇所 ※身障者及び多目的は1F	各階	

第4章 消防新庁舎の候補地の選定

【消防本部(署)】

1 候補地の制約条件

- ・現在の消防本部(署)は市域の南部、八王寺に立地しており、候補地については、現本部(署)付近で人口が集中する市域南部での建替えが望ましいと考えられます。
- ・建替えに伴う未包含地域の発生を最小限とし、緊急出動に伴う前面道路が十分に確保でき、浸水想定地域でない場所であることも重要です。

2 候補地の評価基準

候補地を、「到達圏域」、「土地条件・現況用途」、「法規制」、「災害安全性」、「接道・道路条件」、「各種調整」、「周辺環境への影響」、の7つの観点から評価項目を設定して検討を行います。

■候補地評価基準

	項目	概要	評価基準
到達圏域	①緊急自動車の到達圏域	緊急自動車の到達圏域が広く、未包含地が小さい方が事業実現性が高いと判定する。	○:未包含地がほとんどない △:未包含地が比較的小さい ×:未包含地が比較的大さい
土地条件・現況用途	①現在の使用状況	高容積に利用されている土地より、低未利用地である方が事業実現性が高いと判定する。	○:農地や空閑地等の低未利用地 △:利用されているが施設等がない土地 ×:高容積で利用されている土地
	②敷地面積、敷地の広さ	施設整備に十分な面積を有している方が事業実現性が高いと判定する	○:施設整備に十分な面積(本署 3,000㎡以上、分署 600㎡以上) △:施設整備に要する面積と同程度(約 3,000㎡程度) ×:施設整備に要する面積を下回っている(約 3,000㎡以下)
	③土地取得	市有地や公有地の方が事業実現性が高いと判定する	○:市有地 △:国・府等公有地 ×:民間所有地
	④開発上の造成・既存施設撤去コスト	候補地の開発にあたって、高低差が少ないことや水路・擁壁等の整備を要するような開発条件が少ない候補地、または既存施設の撤去等の作業がない方が、造成・撤去コストが少なくてすむことから、事業実現性が高いと判定する。	○:高低差が少ない・水路や擁壁の整備が不要、または既存施設がない △:やや高低差がある ×:高低差が大きい、または既存施設が立地している
法規制	⑤都市計画・用途地域	候補地の現況の都市計画に関する法規制が施設内容に適合している方が、施設整備に要する手続きが簡易であり、事業実現性が高いと判断する	○:市街化区域内で住居系以外の用途地域 △:市街化区域内で住居系の用途地域 ×:市街化調整区域
	⑥農振・農用地	候補地の現況が農地に関する法規制がない方が、施設整備に要する手続きが簡易であり、事業実現性が高いと判断する	○:農業振興地域・農用地区域外 △:農業振興地域内域 ×:農用地区域内

	項目	概要	評価基準
	⑦埋蔵文化財包蔵地	候補地が埋蔵文化財包蔵地でない方が、施設整備に要する手続きが簡易であり、事業実現性が高いと判定する。	○:埋蔵文化財包蔵地区域外 △:埋蔵文化財包蔵地区に近接 ×:埋蔵文化財包蔵地区内
災害安全性	⑧災害想定区域(浸水想定)	大雨による河川の氾濫の際に、候補地の浸水高が小さい方が安全性が高く、事業実現性が高いと判定する。	○:浸水想定区域外 △:浸水想定区域内(浸水高 0.5m未満、0.5m以上～3.0m未満) ×:浸水想定区域内(浸水高 3.0m以上)、家屋倒壊等氾濫想定区域
	⑨土砂災害警戒区域	大雨による土砂災害の危険性が小さい方が安全性が高く、事業実現性が高いと判定する。	○:土砂災害警戒区域外 △:土砂災害警戒区域内 ×:土砂災害特別警戒区域内
	⑩災害想定区域(液状化)	地震発生時、液状化発生の可能性が低い方が安全性が高く、事業実現性が高いと判定する。	○:液状化なし・ほとんどなし △:液状化の程度は低い ×:液状化の危険度中程度
接道・道路条件	⑪接道	幹線道路との接続が良い方が、緊急車両の出勤がしやすいと判定する	○:片側2車線以上の国道又は主要地方道、一般県道に面している △:片側一車線の国道又は主要地方道、一般県道に等に面している ×:それ以外
	⑫道路整備等	出勤時に右折する際の分離帯の撤去など、既存道路構造のままの方が事業実現性が高いと判定する。	○:既存道路構造のまま △:- ×:中央分離帯の撤去が必要
各種調整	⑬代替地の設定	代替地不要な方が事業実現性が高いと判定する。	○:代替地が不要 △:- ×:代替地が必要
	⑭仮庁舎の建設	仮庁舎の建設が不要な方が、建設コストが少なく、日常業務に支障が少ないことから事業実現性が高いと判定する。	○:仮庁舎不要 △:- ×:仮庁舎必要
周辺環境への影響	⑮周辺の土地利用	候補地の立地が、周辺土地利用の環境に悪影響を及ぼさない方が、優れていると判定する	○:農地・空闲地等が大半 △:宅地(商業・業務地・住宅等) ×:宅地(住宅が大半)
	⑯騒音問題	候補地の周辺に住宅が少ない方が、優れていると判定する。	○:周辺に住宅がほとんどない △:周辺に住宅が点在 ×:周辺に住宅が密集

3 各候補地の概要

候補地を、「到達圏域」、「土地条件・現況用途」、「法規制」、「災害安全性」、「接道・道路条件」、「各種調整」、「周辺環境への影響」、の7つの観点から評価項目を設定して検討を行います。

	候補地	概要・想定事項
A	府立園芸高校用地 (一部)	・大阪府所管であるため、調整協議が必要である。 ・周辺道路が交通量の多い国道 171 号線であり、出場方向により片側 2 車線道路を横断する必要がある。 ・建設立地により出場路確保のため、中央分離帯の撤去等を国又は大阪府と協議する必要がある。
B	夫婦池公園 (テニスコート)	・都市公園であるため、公園の代替地の検討が必要である。 ・前面道路が交通量の多い国道 171 号線であり、出場方向により片側 2 車線道路を横断する必要がある。 ・南向き出場を可能にするため、中央分離帯の撤去等を国と協議する必要がある。
C	阪急池田駅前再々 開発計画地	・駅前再々開発事業とすると、建替えスケジュールに遅れが生じる可能性が高い。 ・十分な敷地面積を確保することが難しいため、複合施設として検討することになり、他施設との調整により、施設整備の制約になる条件が多くなることが想定される。 ・訓練場所の確保が難しく、細河分署や他の場所での建設が必要となる可能性が高い。 ・細河分署との署所配置や配置人員の検討が必要となる。 ・猪名川洪水浸水想定(0.5m未満)区域である。 ・消防広域化により、市域南部は豊中市消防局北消防署蛍池出張所、市域南東部は箕面市消防本部西分署の活用が見込まれる。
D	市民文化会館	・市民文化会館の建替え計画と並行して進める必要があるため、建替えスケジュールに遅れが生じる可能性が高い。 ・細河分署との署所配置の検討が必要となる。
E	辻ヶ池公園	・都市公園であるため、公園の代替地の検討が必要である。 ・細河分署との署所配置の検討が必要となる。 ・消防広域化により、市域南部は豊中市消防局北消防署蛍池出張所、市域南東部は箕面市消防本部西分署の活用が見込まれる。
F	現地建替	・建築工事期間中の仮庁舎運用が必要である。 ・仮庁舎建設費用や場所の確保が必要である。 ・現状の車両台数や今後の人員計画では、既存敷地面積に余裕がない。

■各候補地位置図



4 候補地の選定

評価基準に則り、各候補地の比較検討を行います。

	候補地	A 府立園芸 高校用地(一部)	B 夫婦池公園 (テニスコート)	C 阪急池田駅前 再々開発計画地	D 市民 文化会館	E 辻ヶ池公園	F 現地建替
到達圏域	① 緊急自動車 の到達 圏域	未包含地が 比較的小さい	未包含地が 比較的小さい	未包含地が 比較的大さい	未包含地が 比較的大さい	未包含地が 比較的大さい	未包含地が 比較的小さい
		△	△	×	×	×	△
土地条件・現況用途	①現在の 使用状況	府立園芸高校が 農地等として 利用	スポーツ施設 として利用	商業施設等が 集積	建物が立地し 文化施設として 利用	公園として利用	消防庁舎として 利用
		○	△	×	×	△	×
	②敷地面積、 敷地の 広さ	約 9,700 m ²	約 9,100 m ²	不明 (訓練場所の確保 が必要)	約 10,100 m ²	約 7,500 m ²	約 2,400 m ² 既存の面積では 余裕がない
		○	○	評価不可	○	○	×
	③土地取得	府との協議	市有地	事業者との協議	市有地	市有地	市有地
		△	○	×	○	○	○
	④開発上の 造成 コスト	高低差が少ない	高低差が少ない	不明	既存施設の撤去 が必要	高低差が少ない	既存施設の撤去 が必要
		○	○	評価不可	△	○	△
法規制	⑤都市計画・ 用途地域	第一種中高層住 居専用地域 (第一種住居地 域)	第一種中高層住 居専用地域 (第一種住居地 域)	商業地域/ 近隣商業地域	第一種中高層住 居専用地域 (第一種住居地 域)	第一種中高層住 居専用地域 (第二種中高層 住居専用地域)	第一種中高層住 居専用地域 (第一種住居地 域)
		○	○	○	○	○	○
	⑥農振・ 農用地	農振・農用地外	農振・農用地外	農振・農用地外	農振・農用地外	農振・農用地外	農振・農用地外
		○	○	○	○	○	○
	⑦埋蔵文化 財包蔵地	神田北遺跡	なし	なし	天神遺跡	能勢街道	宇保遺跡
		△	○	○	△	△	△
災害安全性	⑧災害想定 区域 (浸水想定)	なし	箕面川洪水浸水 想定(0.5m 未 満/0.5～3.0m 未満)区域	猪名川洪水浸水 想定(0.5m 未 満/0.5～3.0m 未満)区域	箕面川洪水浸水 想定(0.5m 未 満/0.5～3.0m 未満)区域	なし	なし
		○	△	△	△	○	○
	⑨災害想定 区域 (土砂災害)	なし	なし	なし	なし	なし	なし
		○	○	○	○	○	○

	候補地	A 府立園芸 高校用地(一部)	B 夫婦池公園 (テニスコート)	C 阪急池田駅前 再々開発計画地	D 市民 文化会館	E 辻ヶ池公園	F 現地建替
接道、道路条件	⑩ 災害想定 区域 (液状化)	液状化危険度 ほとんどなし ○	液状化危険度 ほとんどなし ○	液状化危険度 ほとんどなし ○	液状化危険度 中程度 ×	液状化危険度 なし ○	液状化危険度 ほとんどなし ○
	⑪ 接道	府道 113 号伊 丹池田線 (一般県道) (片側 2 車線) ○	国道 171 号 (片側 2 車線) ○	不明 評価不可	市道宮之前東畑 線 (片側 2 車線) ○	市道神田池田線 (片側 1 車線) △	府道 113 号伊 丹池田線 (一般県道) (片側 2 車線) ○
	⑫ 道路整備	中央分離帯の 撤去 △	中央分離帯の 撤去 △	不明 評価不可	不要 ○	不要 ○	不要 ○
	⑬ 代替地の 設定	代替地は不要 (園芸高校内で 必要機能を保 証) ○	都市公園の代替 地が必要 ×	再開発 ○	文化会館の代替 地が必要 ×	都市公園の代替 地が必要 ×	不要 ○
	⑭ 仮庁舎の 建設	必要なし ○	必要なし ○	必要なし ○	必要なし ○	必要なし ○	仮庁舎建設費 用、場所の確保 ×
	⑮ 周辺の土 地利用	宅地(商業・業務 地・住宅地)のみ △	宅地(商業・業務 地・住宅地)のみ △	宅地(商業・業務 地・住宅地)のみ △	宅地(住宅地) のみ ×	宅地(住宅地))のみ ×	宅地(商業・業務 地・住宅地)のみ △
周辺環境への影響	⑯ 騒音問題 の課題	周辺に住宅が 点在 △	周辺に住宅が 点在 △	周辺に住宅が 点在 △	周辺に住宅が 密集 ×	周辺に住宅が 密集 ×	周辺に住宅が 点在 △
	合計	28	26	17	19	23	23

※○=2、△=1、×=0(「評価不可」は0カウント)

※液状化判定は有馬高槻構造帯を想定



「A 府立園芸高校用地の一部」が最適と考えられる

到達圏域については、市域南部をカバーする必要がある点から、F 現地建替、A 府立園芸高校用地(一部)、B 夫婦池公園が適している。土地条件・現況用途としては、現在建物が建っておらず公有地である A、B、E 辻ヶ池公園が適している。法規制、接道等道路条件においては、いずれの候補地も大きな問題が無い。災害安全性については、A、E、F が適している。代替地の設定については A、C 阪急池田駅前再々開発計画地が適している。周辺環境については、周辺に住宅が密集していない A、B、C、F が適している。

以上より総合的に考慮すると、A 府立園芸高校用地(一部)が最適と考えられる。

【細河分署】

5 候補地の制約条件

- ・未包含地域を最小限にするため、現細河分署の位置より南側の位置が望ましいと考えられます。
- ・また、国道沿いもしくは国道への道路幅を十分確保できる場所で、浸水想定区域や土砂災害警戒区域でない場所であることも重要です。

6 候補地の評価基準

候補地を、「到達圏域」、「土地条件・現況用途」、「法規制」、「災害安全性」、「接道・道路条件」、「各種調整」、「周辺環境への影響」、の7つの観点から評価項目を設定して検討を行います。

■候補地評価基準

	項目	概要	評価基準
到達圏域	①緊急自動車の到達圏域	緊急自動車の到達圏域が広く、未包含地が小さい方が事業実現性が高いと判定する。	○：未包含地がほとんどない △：未包含地が比較的小さい ×：未包含地が比較的大さい
土地条件・現況用途	①現在の使用状況	高容積に利用されている土地より、低未利用地である方が事業実現性が高いと判定する。	○：農地や空地等の低未利用地 △：利用されているが施設等がない土地 ×：高容積で利用されている土地
	②敷地面積、敷地の広さ	施設整備に十分な面積を有している方が事業実現性が高いと判定する	○：施設整備に十分な面積(本署 3,000 m ² 以上、分署 600 m ² 以上) △：施設整備に要する面積と同程度(約 3,000 m ² 程度) ×：施設整備に要する面積を下回っている(約 3,000 m ² 以下)
	③土地取得	市有地や公有地の方が事業実現性が高いと判定する	○：市有地 △：国・府等公有地 ×：民間所有地
	④開発上の造成・既存施設撤去コスト	候補地の開発にあたって、高低差が少なかったり水路・擁壁等の整備を要するような開発条件が少ない候補地、または既存施設の撤去等の作業がない方が、造成・撤去コストが少なくすむことから、事業実現性が高いと判定する。	○：高低差が少ない・水路や擁壁の整備が不要、または既存施設がない △：やや高低差がある ×：高低差が大きい、または既存施設が立地している
法規制	⑤都市計画・用途地域	候補地の現況の都市計画に関する法規制が施設内容に適合している方が、施設整備に要する手続きが簡易であり、事業実現性が高いと判断する	○：市街化区域内で住居系以外の用途地域 △：市街化区域内で住居系の用途地域 ×：市街化調整区域
	⑥農振・農用地	候補地の現況が農地に関する法規制がない方が、施設整備に要する手続きが簡易であり、事業実現性が高いと判断する	○：農業振興地域・農用地区域外 △：農業振興地域内域 ×：農用地区域内
	⑦埋蔵文化財包蔵地	候補地が埋蔵文化財包蔵地でない方が、施設整備に要する手続きが簡易であり、事業実現性が高いと判定する。	○：埋蔵文化財包蔵地区域外 △：埋蔵文化財包蔵地区に近接 ×：埋蔵文化財包蔵地区内

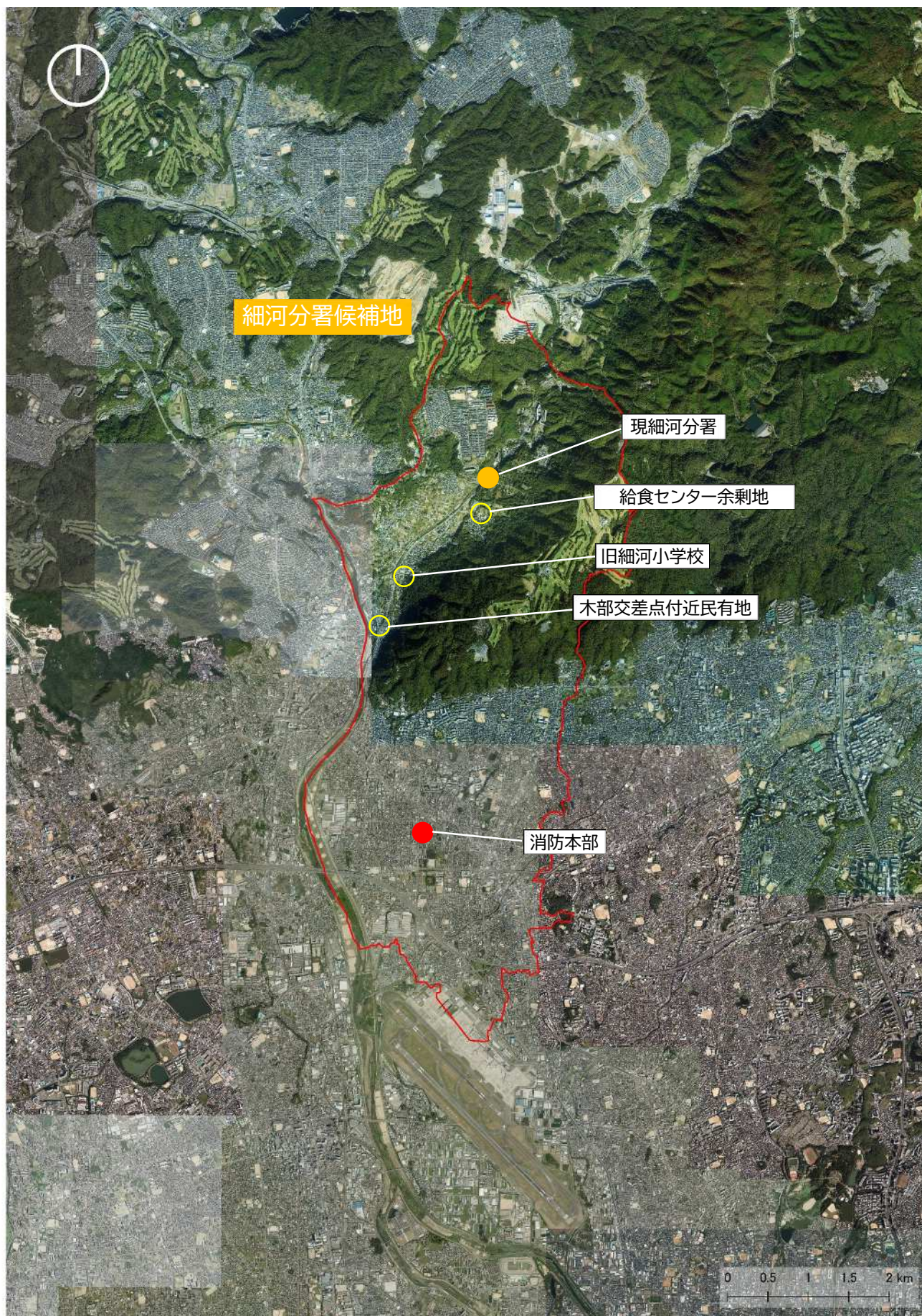
	項目	概要	評価基準
災害安全性	⑧災害想定区域 (浸水想定)	大雨による河川の氾濫の際に、候補地の浸水高が小さい方が安全性が高く、事業実現性が高いと判定する。	○:浸水想定区域外 △:浸水想定区域内(浸水高 0.5m未満、0.5m以上～3.0m未満) ×:浸水想定区域内(浸水高 3.0m以上)、家屋倒壊等氾濫想定区域
	⑨土砂災害警戒区域	大雨による土砂災害の危険性が小さい方が安全性が高く、事業実現性が高いと判定する。	○:土砂災害警戒区域外 △:土砂災害警戒区域内 ×:土砂災害特別警戒区域内
	⑩災害想定区域 (液状化)	地震発生時、液状化発生の可能性が低い方が安全性が高く、事業実現性が高いと判定する。	○:液状化なし・ほとんどなし △:液状化の程度は低い ×:液状化の危険度中程度
接道・道路条件	⑪接道	幹線道路との接続が良い方が、緊急車両の出勤がしやすいと判定する	○:片側 2 車線以上の国道又は主要地方道、一般県道に面している △:片側一車線の国道又は主要地方道、一般県道に等に面している ×:それ以外
	⑫道路整備等	出勤時に右折する際の分離帯の撤去など、既存道路構造のままの方が事業実現性が高いと判定する。	○:既存道路構造のまま △:- ×:中央分離帯の撤去が必要
各種調整	⑬代替地の設定	代替地不要な方が事業実現性が高いと判定する。	○:代替地が不要 △:- ×:代替地が必要
	⑭仮庁舎の建設	仮庁舎の建設が不要な方が、建設コストが少なく、日常業務に支障が少ないことから事業実現性が高いと判定する。	○:仮庁舎不要 △:- ×:仮庁舎必要
周辺環境への影響	⑮周辺の土地利用	候補地の立地が、周辺土地利用の環境に悪影響を及ぼさない方が、優れていると判定する	○:農地・空地等が大半 △:宅地(商業・業務地・住宅等) ×:宅地(住宅が大半)
	⑯騒音問題	候補地の周辺に住宅が少ない方が、優れていると判定する。	○:周辺に住宅がほとんどない △:周辺に住宅が点在 ×:周辺に住宅が密集

7 各候補地の概要

候補地を、「到達圏域」、「土地条件・現況用途」、「法規制」、「災害安全性」、「接道・道路条件」、「各種調整」、「周辺環境への影響」、の7つの観点から評価項目を設定して検討を行います。

	候補地	概要・想定事項
A	給食センター余剰地	・教育委員会所管の余剰地を活用する。
B	旧細河小学校	・地元グラウンド(広場)の確保が必要となる。 ・余野川洪水浸水想定(0.5m未満)区域である。 ・敷地の大部分が土砂災害警戒区域である。(一部土砂災害特別警戒区域) ・敷地面積が広い、訓練施設の併設が可能。
C	木部交差点付近民有地	・池田駅周辺市街地までの管轄拡充が可能である。 ・消防本部(署)との署所配置や配置人員の検討が必要となる。 ・民有地の買収が必要である。 ・余野川洪水浸水想定(0.5m未満)区域である。 ・猪名川洪水浸水想定(0.5m～3.0m)区域である。 ・一部が土砂災害警戒区域である。
D	現地建替	・建築工事期間中の仮庁舎運用が必要である。 ・仮庁舎建設費用や場所の確保が必要である。 ・家屋倒壊等氾濫想定区域内である。※早期に立ち退きが必要な区域

■各候補地位置図



8 候補地の選定

評価基準に則り、各候補地の比較検討を行います。

	候補地	A 給食センター 余剰地	B 旧細河小学校	C 木部交差点 付近民有地	D 現地建替
到達圏域	① 緊急自動車の到達圏域	未包含地が比較的 小さい	未包含地が比較的 小さい	未包含地が比較的 大きい	未包含地が比較的 小さい
		△	△	×	△
土地条件・現況用途	①現在の 使用状況	田地等耕作	配食サービス、地域活動 やイベント、避難所等に 活用	田地等耕作	運営中
		△	△	△	△
	②敷地面積、敷地の広さ	不明	～約 3,500 m ²	不明	560 m ²
		評価不可	○	評価不可	×
	③土地取得	市有地	市有地	民有地の買収	市有地
		×	○	×	○
	④開発上の 造成 コスト	やや高低差がある	高低差が少ない	高低差が少ない	既存施設の撤去が必要
		△	○	○	△
法規制	⑤都市計画・ 用途地域	市街化調整区域	市街化調整区域	第一種住居地域／ 市街化調整区域	市街化調整区域
		△	△	△	△
	⑥農振・ 農用地	農振・農用地外	農振・農用地外	農振・農用地外	農振・農用地外
		○	○	○	○
	⑦埋蔵文化 財包蔵地	なし	なし	木部遺跡	なし
		○	○	△	○
災害安全性	⑧災害想定 区域 (浸水想定)	家屋倒壊等氾濫 想定区域	余野川洪水浸水想定 (0.5m未満)区域	余野川洪水浸水想定 (0.5m未満)区域<0.5 ～3.0m も含む> 猪名川洪水浸水想定 (0.5～3.0m)区域	家屋倒壊等氾濫 想定区域
		×	△	△	×
	⑨災害想定 区域 (土砂災害)	なし	一部土砂災害警戒区域	一部、土砂災害警戒区域	なし
		○	△	△	○
	⑩災害想定 区域 (液状化)	液状化危険度 ほとんどなし	液状化危険度なし	液状化危険度中程度	液状化危険度中程度
		○	○	△	△

	候補地	A 給食センター 余剰地	B 旧細河小学校	C 木部交差点 付近民有地	D 現地建替
接道、道路条件	⑪接道	国道 423 号 (片側 1 車線)	国道 423 号 (片側 1 車線)	国道 173 号 (片側 1 車線)	国道 423 号 (片側 1 車線)
		△	△	△	△
	⑫道路整備	不要	不要	不要	不要
		○	○	○	○
各種調整	⑬代替地の 設定	不要	広場の代替地が必要	不要	不要
		○	×	○	○
	⑭仮庁舎の 建設	必要なし	必要なし	必要なし	仮庁舎建設費用、 場所の確保
		○	○	○	×
周辺環境への影響	⑮周辺の土 地利用	一部宅地(商業・業務地・ 住宅地等)	一部宅地(商業・業務地・ 住宅地等)	宅地(商業・業務地・ 住宅地等)	農地・空閑地が大半
		△	△	△	○
	⑯騒音問題 の課題	周辺に住宅が点在	周辺に住宅が点在	周辺に住宅が点在	周辺に住宅が ほとんどない
		△	△	△	○
合計		21	24	19	22

※○=2、△=1、×=0(「評価不可」は0カウント)

※液状化判定は有馬高槻構造帯を想定



「B 旧細河小学校」が最適と考えられる

到達圏域については、市域北部をカバーする必要がある点から、A 給食センター余剰地、B 旧細河小学校、D 現地建替が適している。土地条件・現況用途としては、公有地である B、D が適している。法規制、接道等道路条件においては、いずれの候補地も大きな問題が無い。災害安全性については、B、C 木部交差点付近民有地が適している。代替地の設定については A、C が適している。周辺環境については、D が適している。

以上より総合的に考慮すると、B 旧細河小学校が最適と考えられる。

第5章 事業計画

1 事業費及び財源

(1) 事業費

消防新庁舎の建設に要する概算事業費について、以下のとおり算定しました。

なお、本事業費は他自治体消防庁舎建設費などを参考にし、建築費については物価上昇も一定程度見込んだ目安であるため、今後の市況も踏まえながら、より精査していく必要があります。

想定規模

	現況		整備後	
	敷地面積	延床面積	敷地面積	延床面積
消防本部	2,520 ㎡	1,920 ㎡	—	4,600 ㎡
細河分署	597 ㎡	331 ㎡	—	800 ㎡

※整備後の延床面積は、消防庁舎建設基準の基準面積を想定。

概算事業費

消防本部（署）

項目	内容	事業費	考え方
新設	建築工事費	約 30.0 億円	65.3 万円／㎡
	設計・監理費	約 3.1 億円	国土交通省告示第 8 号令和 7 年技術者単価より算定
用地関係 (参考)	用地取得費	約 8.4 億円	周辺路線価より算定
	造成費	—	別途
合計（税込）		約 41.5 億円	

※設計に伴う地質調査・測量等の調査費、移転費、解体関係費等は別途。

細河分署

項目	内容	事業費	考え方
新設	建築工事費	約 5.4 億円	65.3 万円／㎡
	設計・監理費	約 0.8 億円	国土交通省告示第 8 号令和 7 年技術者単価より算定
用地関係	用地取得費	—	別途
	造成費	—	別途
合計（税込）		約 6.2 億円	

※設計に伴う地質調査・測量等の調査費、移転費、解体関係費等は別途。

(2) 財源

緊急防災・減災事業債等を活用するなど、市財政の負担軽減を図ります。

2 事業手法

本事業は事業費の総額が10億円以上の公共施設整備事業になることが見込まれることから、池田市 PPP/PFI 手法導入優先的検討方針に基づき、事業手法の検討を行います。

■対象とする PPP/PFI 手法(池田市 PPP/PFI 手法導入優先的検討方針より)

手法	方式
(1)民間事業者が公共施設等の運営等を担う手法	・公共施設等運営権方式(コンセッション方式) ・指定管理者制度 ・O(運営等 Operate)方式
(2)民間事業者が公共施設等の設計、建設又は製造及び運営等を担う手法	・BTO 方式(建設 Build-移転 Transfer-運営等 Operate) ・BOT 方式(建設 Build-運営等 Operate -移転 Transfer) ・ESCO(Energy-Service-Company) ・BOO 方式(建設 Build-所有 Own-運営等 Operate) ・DBO 方式(設計 Design-建設 Build-運営等 Operate) ・RO 方式(改修 Rehabilitate-運営等 Operate)
(3)民間事業者が公共施設等の設計及び建設又は製造を担う手法	・BT 方式(建設 Build-移転 Transfer)(民間建設買取方式) ・DB 方式(設計 Design-建設 Build) ・民間建設借上方式及び特定建築者制度等

上記手法のうち、消防署は民間に管理・運営の委託ができない施設であることから、(1)、(2)の手法はそぐわないため、検討から除外します。

また、(3)の方式について、下記の理由から BT 方式及び民間建設借上方式及び特定建築者制度等を検討から除外、DB 方式及び分離発注方式(従来手法)の比較検討とします。

除外の理由
【BT 方式】 ・DB 方式・分離発注方式に比べ、発注手続きが煩雑であり、発注コスト・時間を要する ➡消防署は建築の設計要件が特殊であり、発注コストに見合った民間のノウハウの発揮が期待しにくい ➡当事業は早期の事業実施が求められており、発注に時間を要し、スケジュールに適合しない 【民間建設借上方式及び特定建築者制度等】 ・市街地再開発事業、土地区画整理事業ではない

下記の通り、DB 方式及び分離発注方式(従来手法)の比較を行います。なお、どちらの手法を採用するかについては、今後の検討によるものとします。

■DB 方式、分離発注方式の比較

手法	メリット	デメリット
DB 方式 公共が資金を調達し、民間事業者が施設等の設計・建設を一括で担うもの	・工期短縮、発注手続きの簡略化につながる可能性がある ・設計時点から施工者のノウハウを反映させることで合理的な設計につながる可能性がある	・発注期間が長期となるため、事業の後半で発注者の意向がうまくはたらかない可能性がある ・設計変更が発生した場合等の増減手続きが不透明になる可能性がある
分離発注方式(従来手法) 従来通り、設計・建設を分離して発注するもの	・各事業を分離して発注することで、段階的に発注者の意向をはたかせることが可能 ・特に物価上昇基調においては、ステップごとの事業費見直しが可能	・分離発注、仕様発注のため行政側のマンパワーがより多く必要 ・設計者と担当職員の技量による部分が大きくなる

3 事業スケジュール

消防新庁舎建設までの事業スケジュールは、現時点で以下の通り想定します。整備にあたり、基本計画と並行して用地に関する協議、調整を行っていく必要があります。

なお、事業スケジュールは今後協議・検討の進捗に応じ、適宜見直していくことが望ましいと言えます。

年	令和 7	令和 8	令和 9	令和 10	令和 11	令和 12	令和 13	令和 14
	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032
池田市消防本部 新庁舎	浸水区域決定	土地鑑定・測量	実施設計	建築工事		供用開始		
		土地購入	敷地造成					
		基本設計						

4 今後の検討課題

今後、消防本部(署)及び細河分署整備に向けて具体化を図るにあたり、以下の点についても検討を行う必要があります。

- ・選定した候補地の用地取得
- ・新消防本部(署)・細河分署整備後の現本部(署)・分署跡地の利活用

資料編

他都市事例

(1) 近隣市町村における消防本部の施設概要

■川西市消防本部

所在地	兵庫県川西市火打 1 丁目 15-23
人口	153,510 (R6.3)
接道状況	前面道路接道(片側 1 車線)
空地スペース	前面道路側に展開
敷地面積／延床面積	2,999.81 ㎡ / 2,997.45 ㎡
階数	3
緊急車両台数	27
消防本部車両状況	屋内 12/屋外 1
署数	5
航空写真 *国土地理院地図航空写真より作成	建物外観
	 https://www.city.kawanishi.hyogo.jp/fire/map/shobohonbu.html

■豊中市消防本部

所在地	大阪府豊中市岡上の町 1 丁目 8 番 24 号
人口	405,989 (R6.4)
接道状況	前面道路接道(片側 1 車線)／二面
空地スペース	施設後方側に展開
敷地面積／延床面積	1,572.55 ㎡ / 3865.63 ㎡
階数	6, B1
緊急車両台数	41
消防本部車両状況	屋内 17/屋外 9
署数	10
航空写真 *国土地理院地図航空写真より作成	建物外観
	 https://www.homemate-research-fire-department.com/dtl/000000000000000362851/

■吹田市消防本部

所在地	大阪府吹田市江坂町1丁目 21 番 6 号
人口	382,336 (R6.3)
接道状況	前面道路接道(片側 2 車線)／二面
空地スペース	前面道路側に展開
敷地面積／延床面積	1,042.85 ㎡ / 4727.76 ㎡
階数	8・B1
緊急車両台数	30
消防本部車両状況	屋内 16
署数	8
航空写真 *国土地理院地図航空写真より作成	建物外観
	 https://www.city.suita.osaka.jp/anzen/1017917/1017918/1017923/index.html

■高槻市消防本部

所在地	大阪府高槻市桃園町 4-30
人口	346,189 (R6.3)
接道状況	前面道路接道(片側 2 車線)
空地スペース	前面道路側に展開
敷地面積／延床面積	約 8,000 ㎡ / 6484.17 ㎡
階数	6
緊急車両台数	38
消防本部車両状況	屋内 27
署数	9
航空写真 *国土地理院地図航空写真より作成	建物外観
	 (ホームページより)

■箕面市消防本部

所在地	大阪府箕面市箕面 5-11-19
人口	135,773 (R6.3)
接道状況	前面道路接道(片側 1 車線)
空地スペース	施設後方側に展開
敷地面積／延床面積	3,971.01 ㎡ / 3214.12 ㎡
階数	3
緊急車両台数	22
消防本部車両状況	屋内 13
署数	6
航空写真 *国土地理院地図航空写真より作成	建物外観
	 https://www.city.minoh.lg.jp/syoubousoumu/m/choshaannai.html

■茨木市消防本部

所在地	大阪府茨木市東中条町 2-13
人口	285,729 (R6.3)
接道状況	前面道路接道(片側 1 車線)／二面
空地スペース	前面道路側に展開
敷地面積／延床面積	3,446.94 ㎡ / 2513.02 ㎡
階数	4
緊急車両台数	30
消防本部車両状況	屋内 11
署数	8
航空写真 *国土地理院地図航空写真より作成	建物外観
	 https://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/shobo/menu/honbu_syo/39933.html

■摂津市消防本部

所在地	大阪府摂津市三島 1 丁目 1 番 1 号
人口	86,429 (R6.3)
接道状況	前面道路接道(1 車線／一方通行)
空地スペース	前面道路側に展開
敷地面積／延床面積	1,180.20 ㎡ / 2221.53 ㎡
階数	5
緊急車両台数	13
消防本部車両状況	屋内 8
署数	4
航空写真 *国土地理院地図航空写真より作成	建物外観
	 https://www.homemate-research-fire-department.com/dtl/00000000000000363095/

■島本町消防本部

所在地	大阪府三島郡島本町若山台1丁目 2 番 5 号
人口	31,670 (R6.4)
接道状況	前面道路接道(片側 1 車線)二面
空地スペース	前面道路側に展開
敷地面積／延床面積	2,422.01 ㎡ / 1036.30 ㎡
階数	3
緊急車両台数	8
消防本部車両状況	屋内 6/屋外 3
署数	1
航空写真 *国土地理院地図航空写真より作成	建物外観
	 https://www.kotobuki-seating.co.jp/projects/list/detail.html?pdid1=01166

(2) 地域に開かれた消防署の事例

■白石消防署

所在地	北海道札幌市白石区南郷通 6 丁目北 2-1
人口	211,835(R2 国勢調査)
敷地面積／延床面積	3,168 m ² ／3,674 m ²
階数	4

■概要

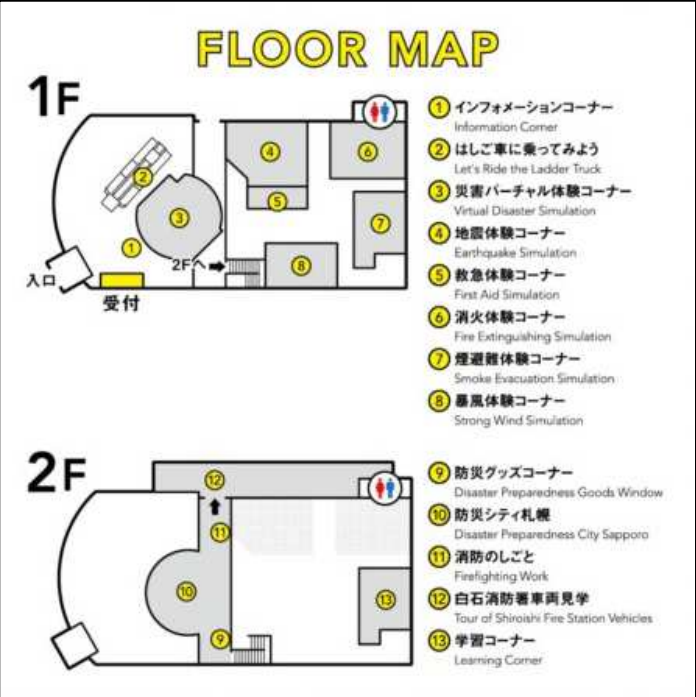
- ・1 階に 3D シアターや大地震後の札幌の街並を再現したフロアに各種の体験コーナーが並び、2 階には自由見学コーナーがあり、3 階には、防災・防災グッズ販売コーナーがある、防災体験館と複合化。
- ・開館から 20 年目に当たる令和 5 年 3 月 20 日には、「消火体験コーナー」及び「煙避難体験コーナー」を更新し、煙避難体験コーナー2 階を「学習コーナー」として新設し、リニューアルオープンした。



<https://culture-night.com/contents/bousai/>



<https://www.119.or.jp/sapporo-preventioncenter/>



<https://www.city.sapporo.jp/shobo/tenji/gaiyou/index.html>

■豊田市消防本部

所在地	愛知県豊田市長興寺 5 丁目 17-1
人口	211,835(R2 国勢調査)
敷地面積／延床面積	19,481.94 m ² ／6,641.82 m ²
階数	6

■概要

- ・市民一人ひとりの防災意識を高め、安全な暮らしを守りたいという願いを込めた施設。「5 つのトライと 6 つのスタディで防災力を身につけよう！」と題して、体験コーナーの「トライ」は、臨場感のある体験学習で楽しみながら防災知識を身につけることができる。また学習コーナーの「スタディ」は、実物展示やクイズ、実験模型で防災知識をより深めることができる。



<https://www.homemate-research-fire-department.com/dtl/7500000000000049037/>



<https://www.city.toyota.aichi.jp/shisetsu/gakushu/bousaigakushucenter/1005790.html>

■郡山市広域消防本部

所在地	福島県郡山市堂前町 5-16
人口	327,692(R2 国勢調査)
敷地面積／延床面積	2450.14 ㎡／6947.31 ㎡
階数	地下 1／地上 6

- 概要
- ・庁舎南側ガラス張りの 1,2 階を防災コーナーとして開放、地震、火災等の体験コーナーがある、防災体験施設と複合化した事例。
 - ・消防行政に対する理解を深めてもらうため、庁舎見学を受け付けている。



<https://www.shobo.koriyama.fukushima.jp/kumiai/syukai/000117.html>



1 F



2 F

<https://www.shobo.koriyama.fukushima.jp/kumiai/syukai/000046.html>

■土浦市消防本部消防庁舎

所在地	茨城県土浦市田中町 2083-1
人口	142,074(R2 国勢調査)
敷地面積／延床面積	13396.06 ㎡／4767.59 ㎡
階数	地上 3／塔屋 1

- 概要
- ・地下免震ピットから、屋上の BCP 機器、訓練塔までの見学ルートを計画していて、建物全体を巡回しながらの体験学習利用が可能である。
 - ・必要関連諸室を積み木のように組み上げ、残った隙間は、通風と採光のための外部空間や展示体験学習コーナーを点在配置し、外部の吹き抜けと見学ルートを絡めながら署員、来館者の双方を満足させることが考慮されている



<https://www.kumesekkei.co.jp/project/0092.html>

■京都市北消防署

所在地	京都府京都市北区大宮西脇台町 17-2
人口	117,165(R2 国勢調査)
敷地面積／延床面積	2,888 ㎡／3,180 ㎡
階数	3

- 概要
- ・京都市北部方面の消防力を強化するとともに、広域避難場所である大宮交通公園と一体性や回遊性を持たせることで、災害時には避難者に対する応急救護や災害情報の提供が可能になるなど、防災機能が強化されている。
 - ・公園来園者が消防車両や訓練の様子を見学できる「見学デッキ」を設置。



<https://www.city.kyoto.lg.jp/shobo/page/0000178269.html>



<https://www.city.kyoto.lg.jp/shobo/page/0000289562.html>

■広島市西消防署

所在地	広島県広島市西区都町 43-10
人口	190,232(R2 国勢調査)
敷地面積／延床面積	1,717.59 ㎡／6,245.28 ㎡
階数	地下 1／地上 8／塔屋 4

- 概要
- ・4 階に「展示ロビー」と「見学テラス」があり、だれでも自由に入ることができる。また、「見学テラス」はアトリウム中心部まで入ることができ、様々な訓練の様子、事務室での執務室の様子、救急センターでの実習風景など建物内のすべてのアクティビティを見渡すことができる施設となっている。



https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki_file/tatemonogatari/page024.html

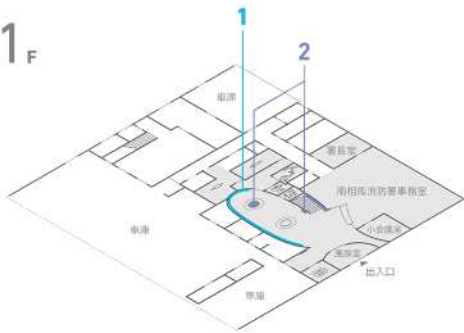
■相馬地方広域消防本部・南相馬消防署

所在地	福島県南相馬市原町区高見町 1-272
人口	59,005(R2 国勢調査)
敷地面積／延床面積	5049.69㎡／2751.68㎡
階数	地上 3／塔屋 1

■概要
・消防署と消防本部機能に加え、両機能を繋げる中央の吹き抜け部分を三層にわたる防災展示空間としている。



<https://www.homemate-research-fire-department.com/dtl/00000000000000069447/>



<https://www.city.minamisoma.lg.jp/portal/sections/12/1250/12501/5/2022.html>

■尾道地区消防本部・消防署・防災センター庁舎

所在地	広島県尾道市東尾道 18-2
人口	131,170(R2 国勢調査)
敷地面積／延床面積	6,000㎡／5,674㎡
階数	7

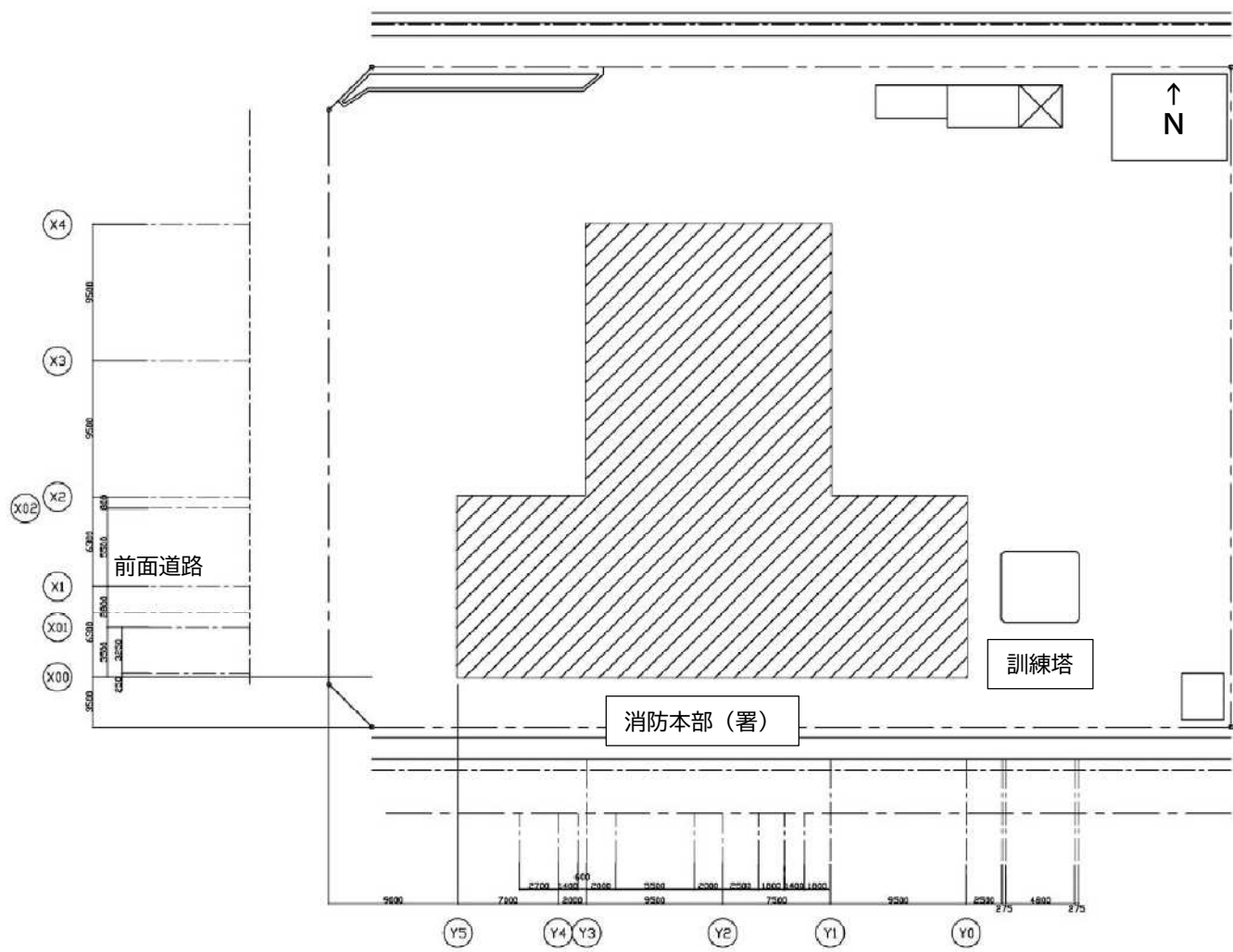
■概要
・隣接した公園を取り込んだ緑の中の消防庁舎を実現した。また、防災拠点としての要となり、災害対策本部や消防通信指令施設、ヘリポート等が災害時のコントロールセンターとして迅速に機能する。
・「防災に関する資料、装置等の展示」、「防災に関する教育、訓練、指導」、「防災に関する講習会、研究会等の開催」これらの事業に取り組む。



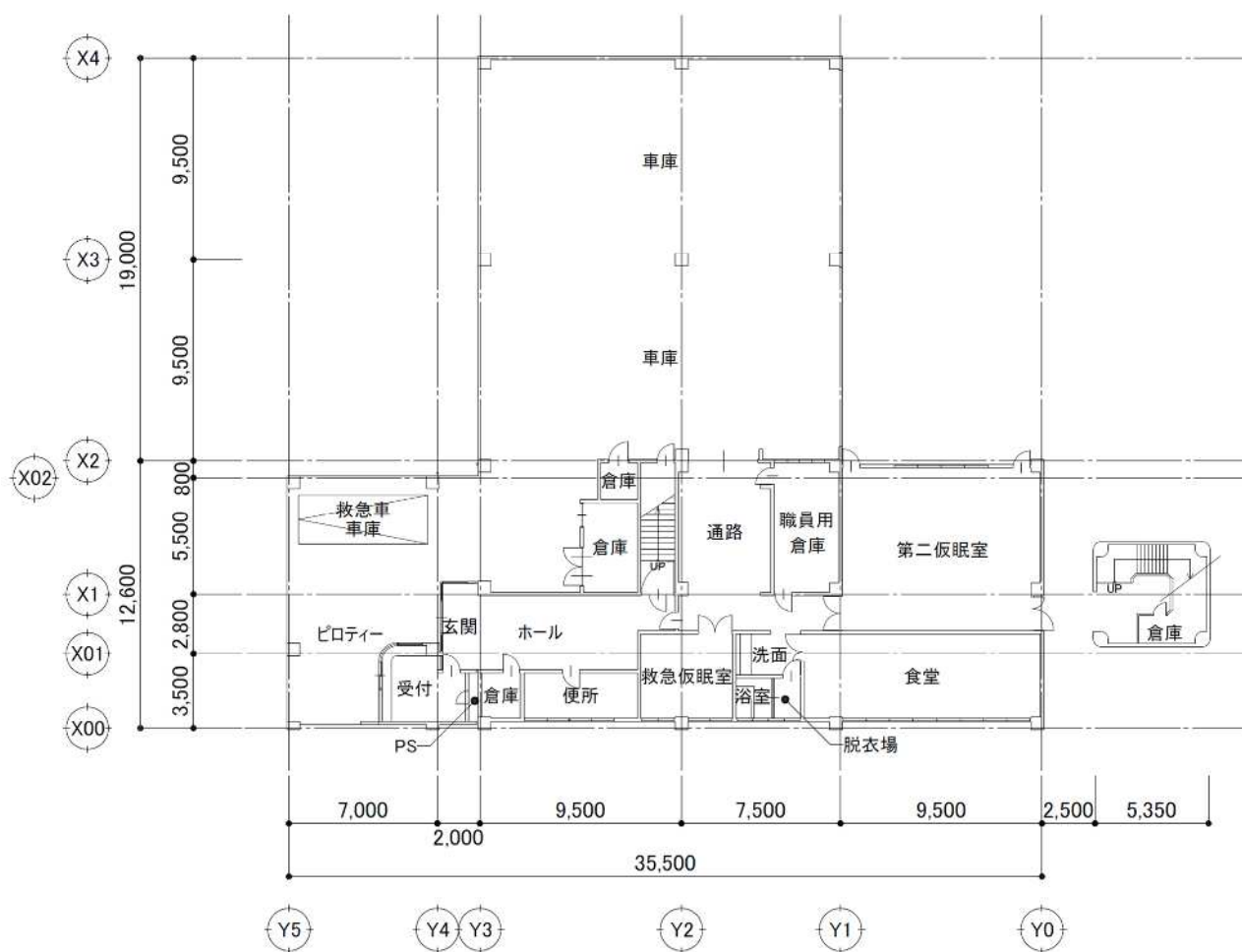
<https://www.city.onomichi.hiroshima.jp/soshiki/49/2503.html>

(1)消防本部(署)／訓練塔

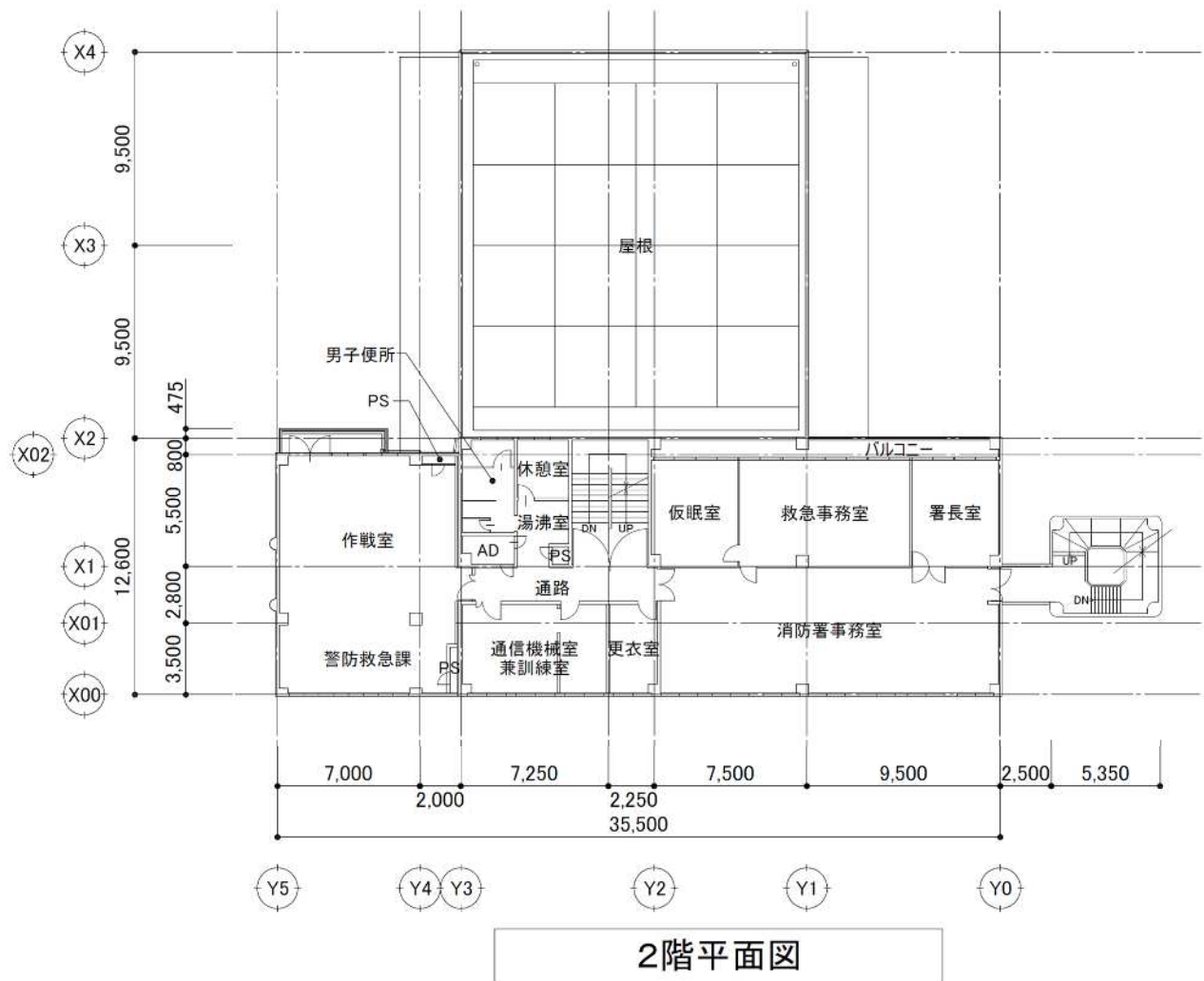
■ 配置図



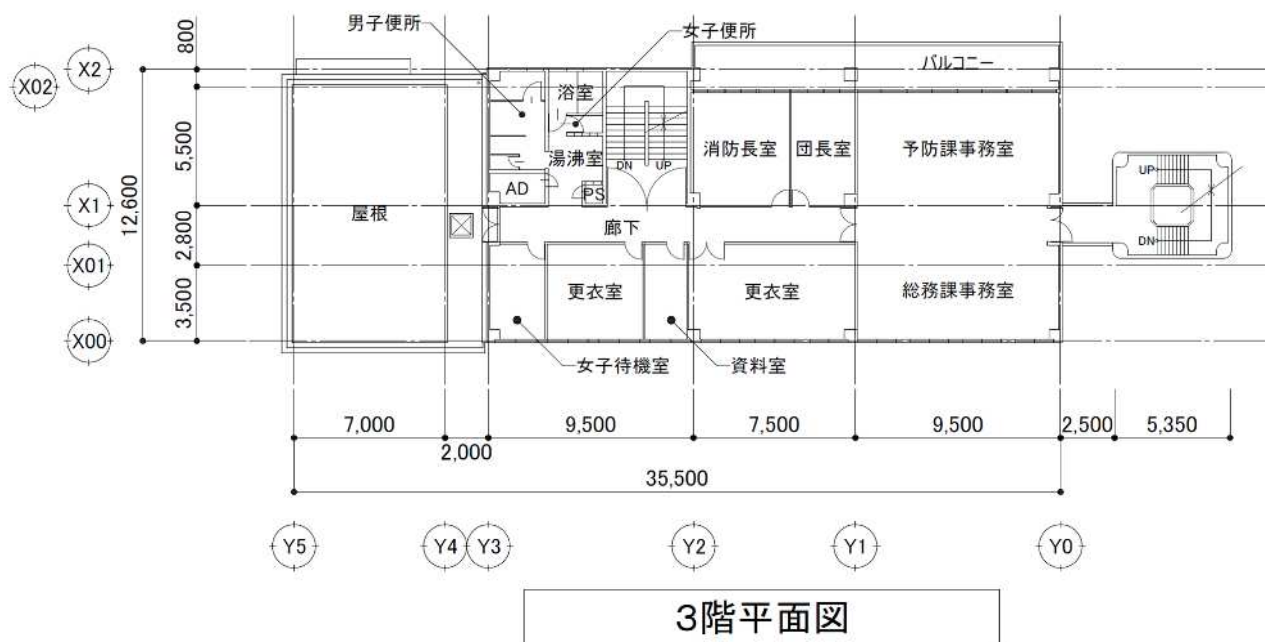
■ 1 階平面図



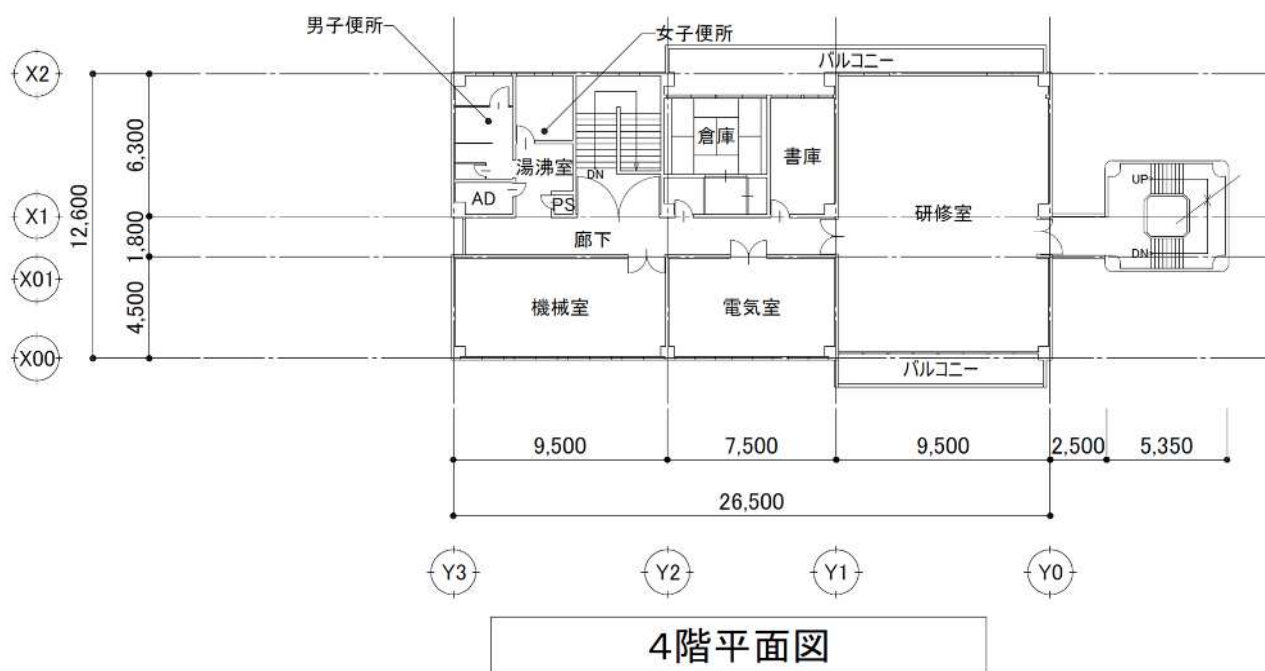
■ 2 階平面図



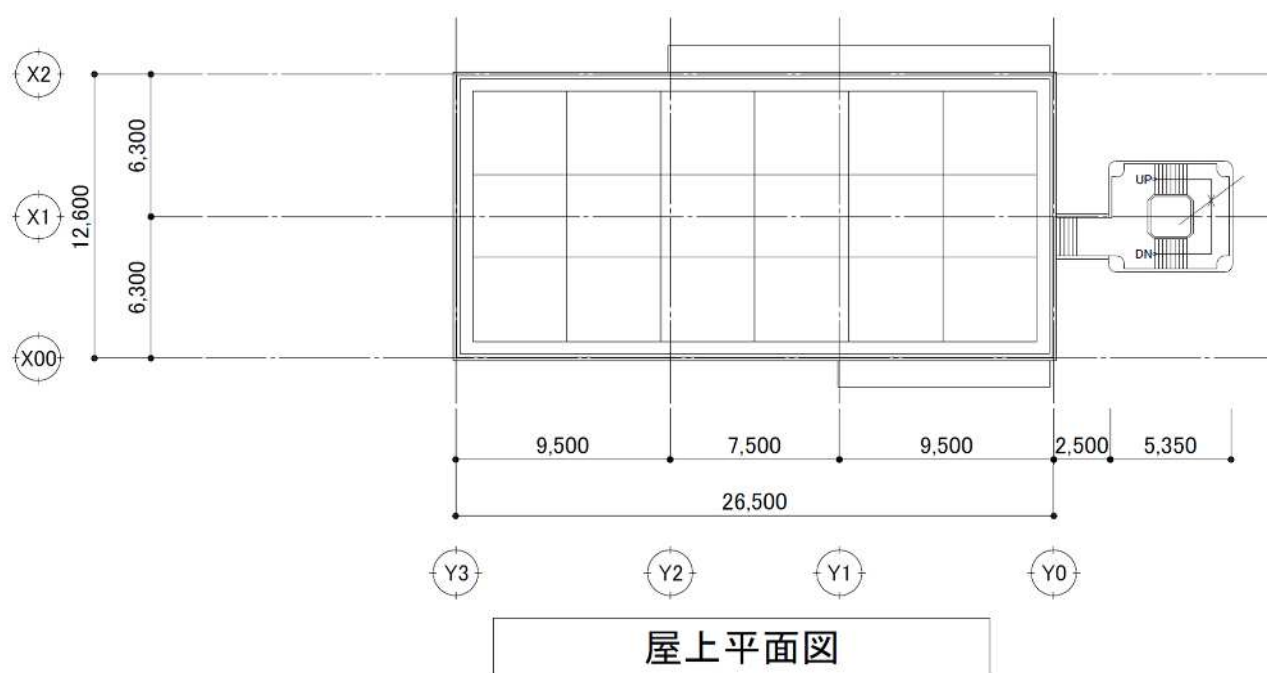
■ 3 階平面図



■ 4 階平面図



■ 屋上平面図



■現況写真



外観(施設全体)



4 階研修室



4 階書庫



4 階便所



階段(3-4 階)



女性職員用待機室



3 階女性用トイレ・浴室



更衣室②(当初:3 階会議室)



消防本部更衣室①



消防団長室



予防課



総務課



消防長室



訓練塔



2階管理職仮眠室



2階作戦室



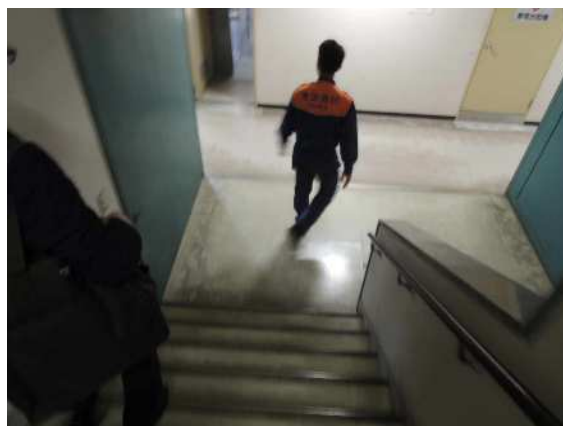
2階消防本部(警防救急課・作戦室)



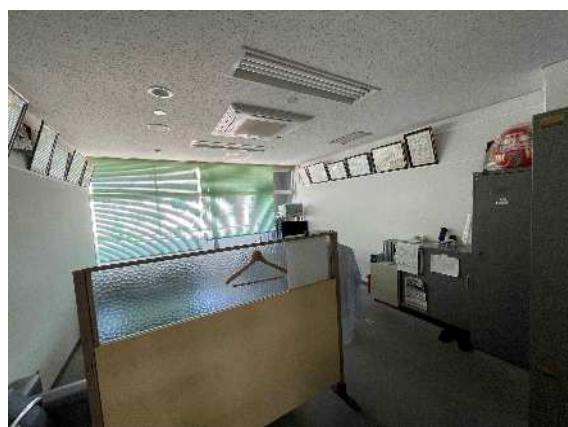
2階消防署事務室



通信指令室機械室兼訓練室



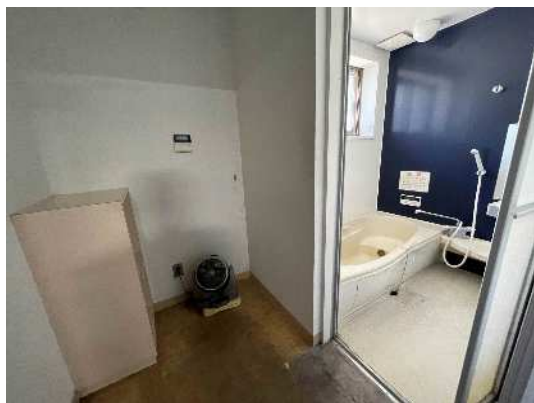
階段(2-3 階)



消防署長室



1 階食堂



男性職員用浴室



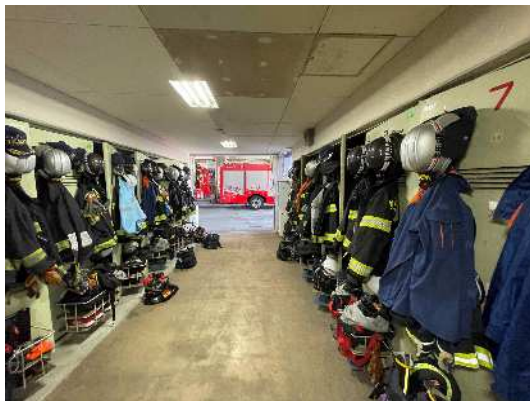
洗面



職員用収納スペース



1 階救急仮眠室



通路及び現場外套収納スペース



1 階第二仮眠室



車庫



ホース洗浄スペース・駐輪場(建物南東側)



受水槽



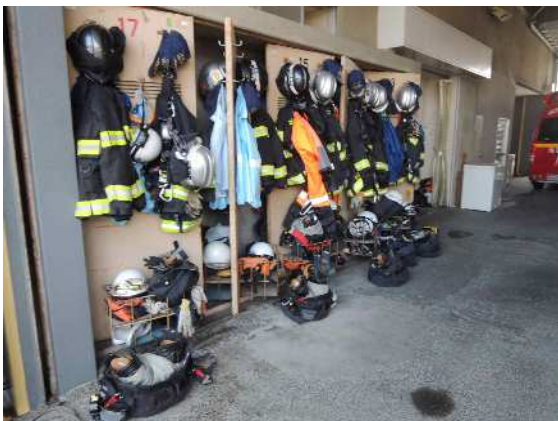
危険物屋内貯蔵庫



屋外訓練場(建物東側)



車庫(建物東側)



現場外套収納スペース



救急倉庫及び現場外套収納スペース



受付



非常電源設備(72 時間対応)



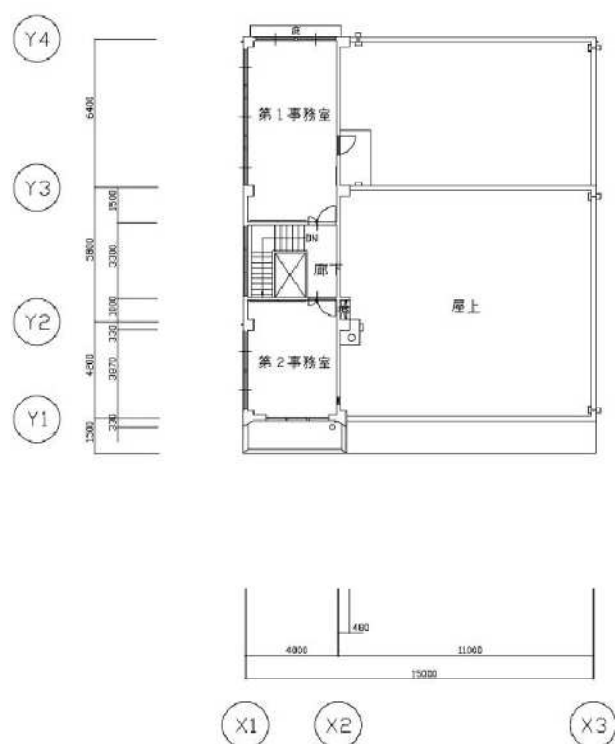
訓練塔



訓練塔内部(1F 天井部分)

(2)細河分署

■ 配置図兼 1 階平面図／2 階平面図



■現況写真



外観(施設全体)



屋上



第1事務室



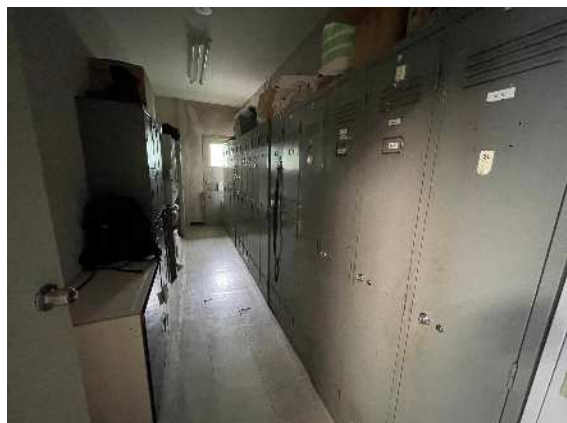
第2事務室



階段



仮眠室



更衣室



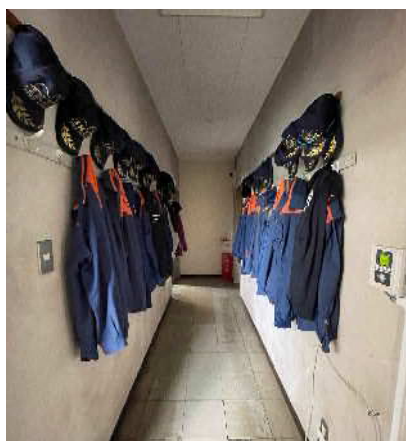
研修室兼食堂



脱衣場/浴室



湯沸室



廊下



屋外 北西面



洗濯場(屋外)



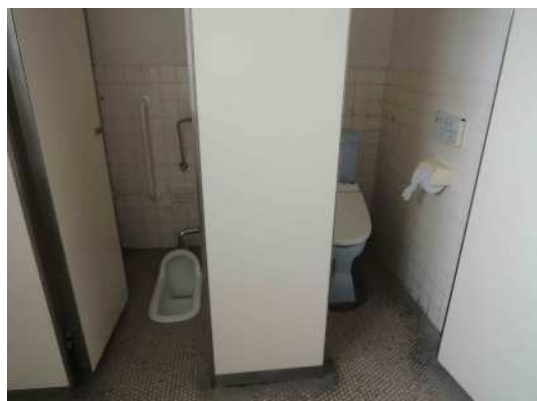
少量危険物貯蔵取扱所



屋外 北西面



便所



便所



救急備品棚



廊下/壁



通信機器収納スペース上部



通信機器収納スペース



受付



掲示板



発電設備



ホース置場



トレーニングスペース(車庫内)



車庫(屋根スラブ露筋・壁クラック)



車庫(片開門扉)

